第2期

士別市子ども・子育て支援事業計画

令和２（2020）年度～令和６（2024）年度

士　別　市

は　じ　め　に

士別市では、平成 27（2015）年に「士別市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んできました。

なかでも、28 年度には妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うため、「子育て支援センター・ゆら」に保健師を配置し、総合的な子育て支援体制の充実を図り、31 年度には、児童館や放課後児童クラブ、さらには、障がいのある子どもへの支援を行う放課後等デイサービスセンターや児童相談支援センターを包含した「ほくと子どもセンター」を新たに建設し、すべての子どもたちが安全・安心に過ごすことができる環境整備を進めてまいりました。

また、27 年４月に国が導入した「子ども・子育て支援新制度」への円滑な移行や、令和元年 10 月から実施された「幼児教育・保育の無償化」への対応など子育て支援の強化にも努めているところです。

こうした中、子どもの健全育成や子育て支援体制の更なる充実を図るため、これまでの取り組みの成果と今後の課題を踏まえ、ここに今後５ヵ年を計画期間とする「第２期士別市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、前計画の基本理念である「共に支え合う地域の子　子どもいきいき　家族いきいき　まちいきいき　ふれあいのまち」を継承し、引き続き「子育て日本一」のまちづくりをめざすため、昨今、全国的にも深刻な問題となっている保育士不足を解消するための保育士確保策や多胎児を持つ家庭への支援についての取り組みなども盛り込んでいます。

今後、本計画を基本に、市民や教育機関・子育て支援団体の皆様と連携しながら、子どもや子育て支援に関わる取り組みを広げてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を切にお願いする次第です。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました「士別市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和２（2020）年３月

士別市長　**牧　野　勇　司**

目　次

第１章　計画策定にあたって……1
１　はじめに……1
１－１　計画策定の趣旨……1
１－２　計画の位置づけ……1
１－３　計画期間……3
１－４　計画の策定体制……3

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状……4
１　士別市の人口・世帯……4
１－１　人口の状況……4
（１）人口の推移……4
（２）出生等の状況……5
（３）将来の人口推計……6
１－２　世帯の状況……7
（１）世帯の状況……7
（２）未婚の状況……11
１－３　就労状況……12
２　士別市における保育サービス等の利用の現況……13
（１）保育所・幼稚園……13
（２）放課後児童クラブ……14
（３）こども通園センター「のぞみ園」……14
３　第１期計画の取り組み状況……15
３－１　幼児期の教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の実施状況……15
（１）教育・保育給付……15
（２）地域子ども・子育て支援事業……16
３－２　第１期計画の評価と課題……22
４　子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果の概要……27
（１）調査の概要……27
（２）子どもと家族の状況について……28
（３）就労の状況……28
（４）育児休業制度の利用について……30
（５）幼稚園や保育所等の利用について……32
（６）放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用状況……33
（７）一時預かり保育等の利用状況……34
（８）市の子育て関連サービスについて……37
（９）子育ての不安や悩み……39

（10）士別市の子育て施策について……41
（11）アンケート調査からみえる課題……43

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方……44
１　基本理念……44
１－１　計画の基本的な考え方……44
１－２　基本目標……45
２　施策の体系……46

第４章　子ども・子育て支援施策の展開……47
１　地域における子育て家庭への支援……47
１－１　保育サービスの充実……47
１－２　就学児童の居場所づくり……48
１－３　行政と市民による子育て支援の充実……49
１－４　子育て交流の場づくり……49
１－５　幼児教育の充実……50
１－６　経済的支援の充実……51
１－７　家庭と関係機関の連携……52
２　世帯の状況に合わせた支援……53
２－１　児童虐待防止対策の推進……53
２－２　ひとり親家庭等の自立支援の推進……54
２－３　障がい児支援施策の充実……55
２－４　いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実……56
２－５　子どもの貧困対策の推進……57
３　職業生活と家庭生活との調和の支援……58
３－１　「仕事と育児の両立」についての普及啓発……58
４　親と子どもの健康の確保・増進……59
４－１　子どもや母親の健康の確保……59
４－２　食育の推進……60
４－３　歯科保健対策の充実……61
４－４　母子保健医療の確保……62
５　一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進……63
５－１　子どもの権利の推進……63
５－２　子どもの生きる力の育成……63
５－３　家庭や地域の教育力の向上……64
６　安心して子育てできる環境づくり……65
６－１　安心して、遊び、生活することができる環境づくり……65
６－２　子どもの交通安全の確保……65
６－３　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進……65

第５章　子ども・子育て支援制度に基づく目標設定……67

１　子ども・子育て支援新制度の概要……67
（１）子ども・子育て関連３法……67
（２）新制度の目的と主な内容……67
２　教育・保育提供区域の設定……68
（１）教育・保育提供区域とは……68
（２）区域設定……68
３　幼児期の教育・保育に関する量の見込み・確保方策……69
３－１　教育・保育の量の見込み……69
（１）児童人口の推計……69
（２）保育の必要性の認定（支給認定）について……69
（３）量の見込みと確保方策……70
３－２　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策……72
３－３　幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進方策……78
３－４　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保78
３－５　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して北海道が行う子どもに関する施策との連携……78
３－６　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携……78

第６章　計画の推進体制……79
１　計画の推進体制……79
２　進捗状況の管理……79

資　料　編……80
資料１　士別市子ども・子育て会議条例……80
資料２　士別市子ども・子育て会議委員名簿……82

第１章　計画策定にあたって

１　はじめに

１－１　計画策定の趣旨

わが国では、近年、少子・高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などの問題が深刻さを増し、社会経済へも影響を与えています。

このような社会情勢のなか、核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境の大きな変化によって、家庭における子育てへの負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、少子化に歯止めをかけ、安心して子どもを産み育てる環境整備を図るため、平成24（2012）年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法を成立させ、これらの法に基づき、平成 27（2015）年４月から幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援量の拡充や質の向上を推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

その後、平成 29（2017）年６月に公表された 「子育て安心プラン」に基づき、令和４（2022）年度末までに女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、さらなる共働き家庭の児童数増加が見込まれていることから、平成 30（2018）年９月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を実施できるよう、計画的な整備等を進めていくこととされています。

本市では、平成 17（2005）年に「次世代育成支援対策推進行動計画（前期）」を、平成22（2010）年に「次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」を策定し、『子育て日本一のまちづくり』をめざして、保育の質の向上をはじめ、一時保育等の子育て支援策の強化、放課後児童対策等の子どもの居場所づくりの推進などに取り組んできました。また、「子どもがいきいきと育つことのできる、子どもにやさしいまちづくり」をめざして、『士別市子どもの権利に関する条例』を平成 25（2013）年４月に施行し、「士別市子どもの権利に関する行動計画」に基づき、各施策・事業の推進に努めてきました。

本計画は、第１期計画の評価・検証に加え、平成 30（2018）年度に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の需要を把握し、提供体制の確保の内容及びその時期等を定めることで、教育・保育事業に対するニーズに応えていくため、さらなる教育・保育環境や子育て支援体制の充実を図りながら、『子育て日本一のまちづくり』を進めていく指針とするものです。

１－２　計画の位置づけ

●計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、本計画は、改正次世代育成支援対策推進法第８条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包括した計画とします。

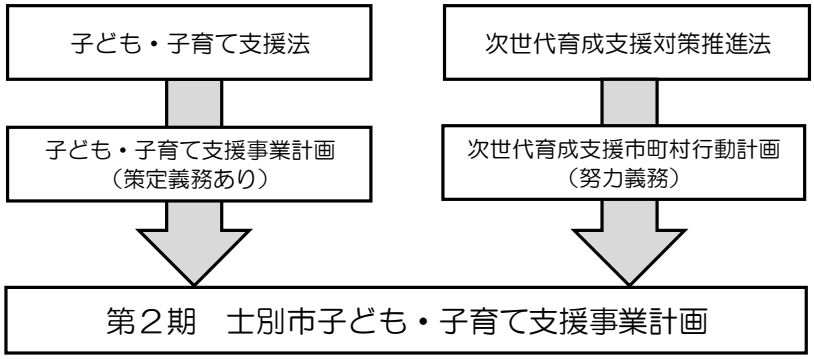

●本計画の位置づけ

本計画は、士別市まちづくり総合計画を上位計画とした「士別市地域福祉計画」の分野別個別計画としての位置づけとともに、子ども・子育て支援法をはじめとする関連法律、北海道子ども・子育て支援事業計画、本市の関連計画との整合と連動のもとに推進する計画です。

また、本市における子育て支援施策の基本的方向を示すものであり、市民をはじめ、保育所、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針とするものです。

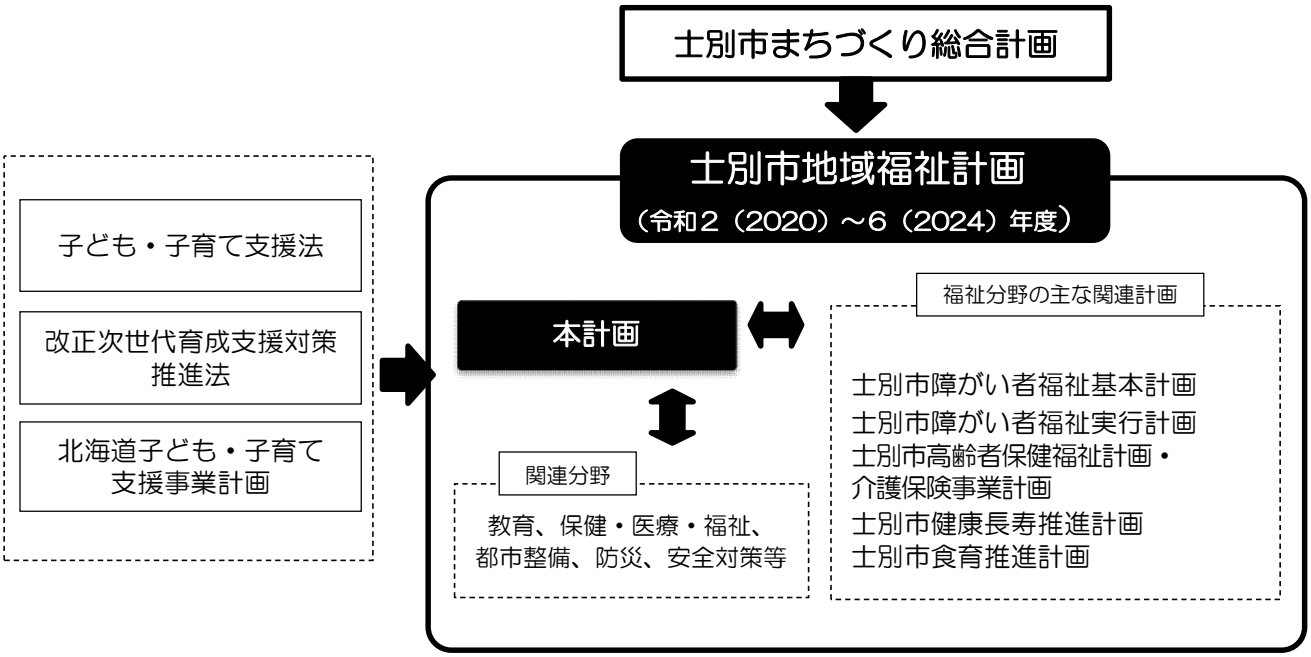

１－３　計画期間

本計画の期間は、令和２（2020）年度から令和６（2024）年度の５年間とします。

■計画の期間

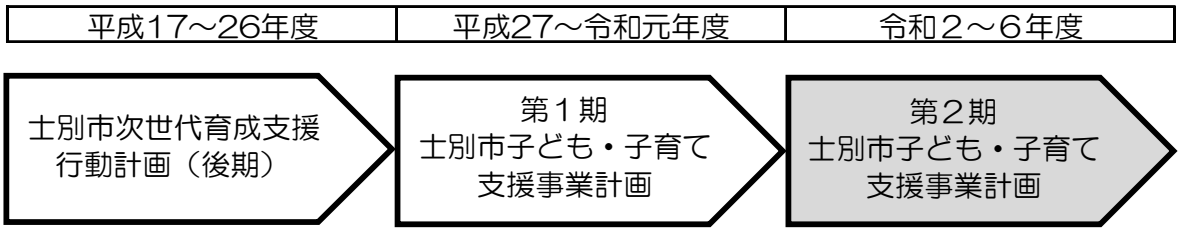

１－４　計画の策定体制

●「士別市子ども・子育て会議」の設置

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成された「士別市子ども・子育て会議」（以下「会議」）を設置し、本市における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保対策、また、「士別市第 1 期子ども・子育て支援事業計画」の検証とそれに基づいた新たな施策の展開等について審議し、「子育て日本一のまちづくり」に向けた計画として策定します。

●アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本市では、子育て世帯の実情や子育てに関するニーズを把握するため、平成 30（2018）年度に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

この調査の結果や実績をもとに、計画期間における教育・保育、地域子育て支援事業の利用見込みや確保方策を検討・審議し、より実効性の高い計画の策定をめざします。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　士別市の人口・世帯

１－１　人口の状況

（１）人口の推移

○本市の総人口は、減少傾向で推移し、平成 29（2017）年には住民基本台帳人口が２万人を下回りました。

○15 歳未満の人口（比率）は、平成２（1990）年には 4,884 人（17.3%）でしたが、平成 31（2019）年には 1,772 人（9.4%）に減少しています。

○65 歳以上の人口（比率）は、平成２（1990）年には 4,523 人（16.1%）でしたが、平成 31（2019）年には 7,480 人（39.8%）に増加しています。

■年齢３区分別人口の推移

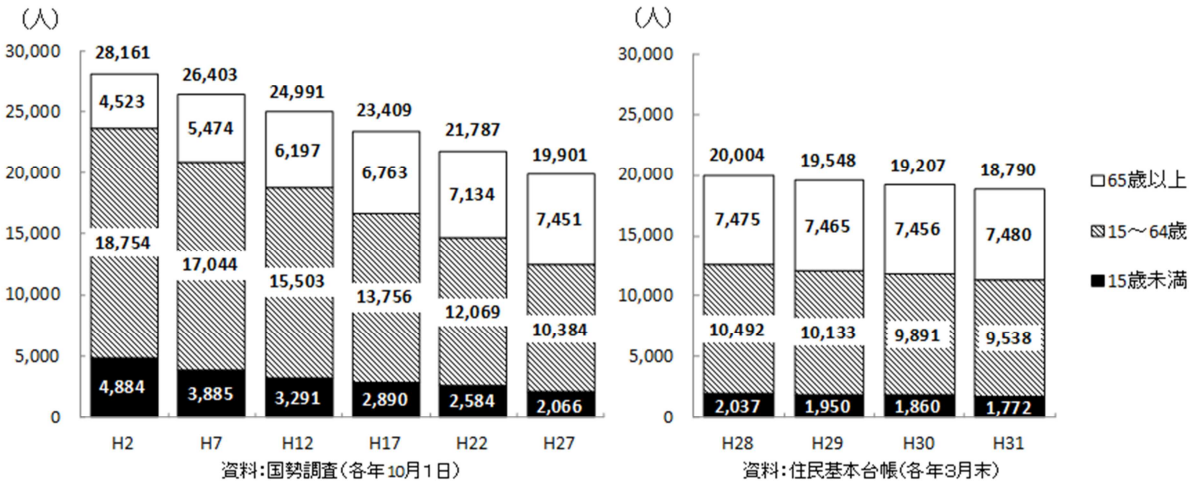

※平成２（1990）年～12（2000）年は、士別市、朝日町の合計により算出しています。以下同様。
※国勢調査の総人口には年齢不詳を含むため、年齢別の合計値が一致しない場合があります。
※国勢調査は実際に居住している人口、住民基本台帳は住民登録上の人口であるため、統計上の差が生じます。

■年齢３区分別人口比率の推移

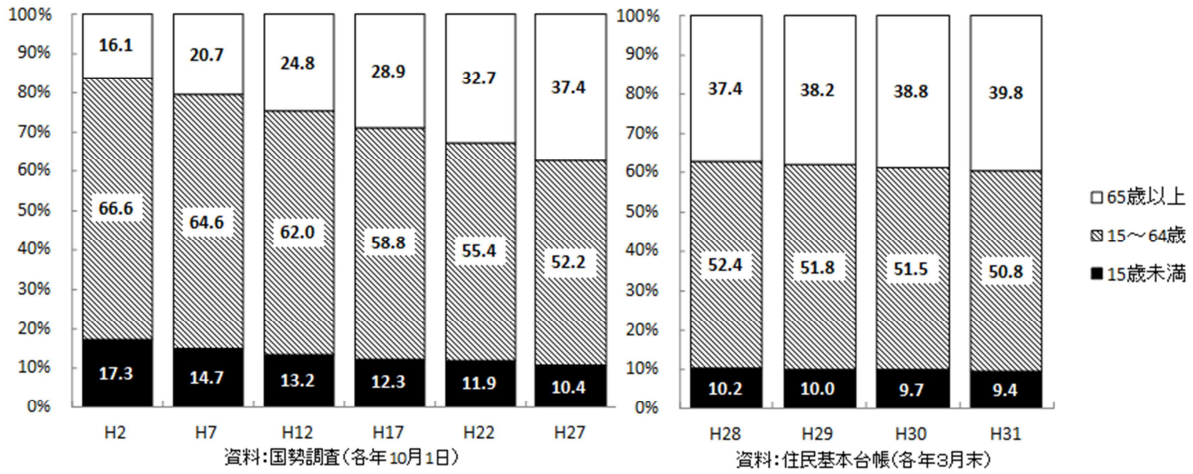

（2）出生等の状況

○本市の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、平成 20～24（2008～2012）年には国や道が改善傾向となる中で、下降が続いていましたが、平成 25（2013）年からは、1.46 と上昇し国や道を上回っています。

■合計特殊出生率の推移

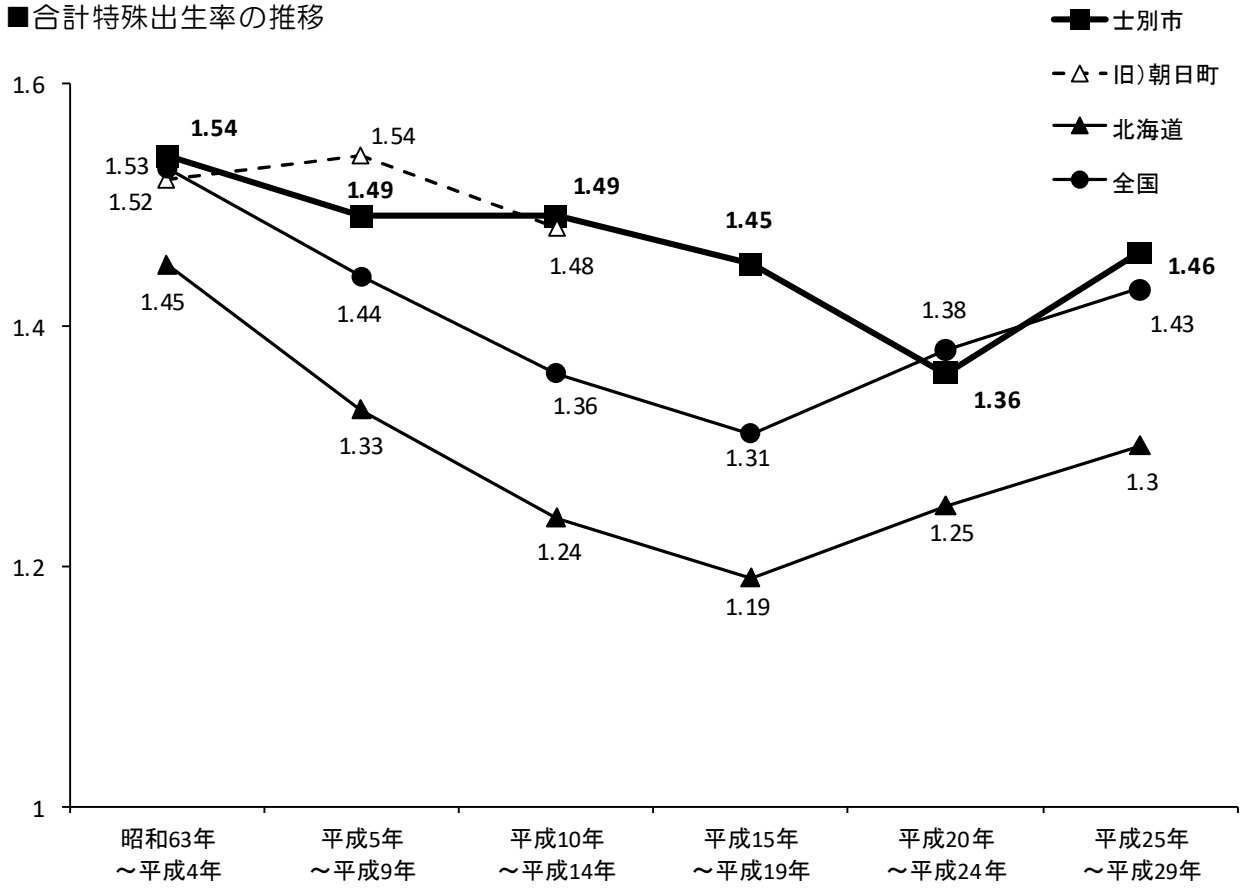

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

（３）将来の人口推計

○国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は今後も減少しつづけ、2030 年には１万５千人を割り、14,614 人になると推計されています。

○また、人口比率に目を向けると、2020 年には 65 歳以上人口比率は４割を超えて 41.6%になる一方、15 歳未満人口比率は１割を切り 9.1%になると推計されています。

○この推計は、前回（平成 25（2013）年）の推計を上回る速さで人口減少と少子高齢化が進むことを示しています。

■年齢３区分別人口推計

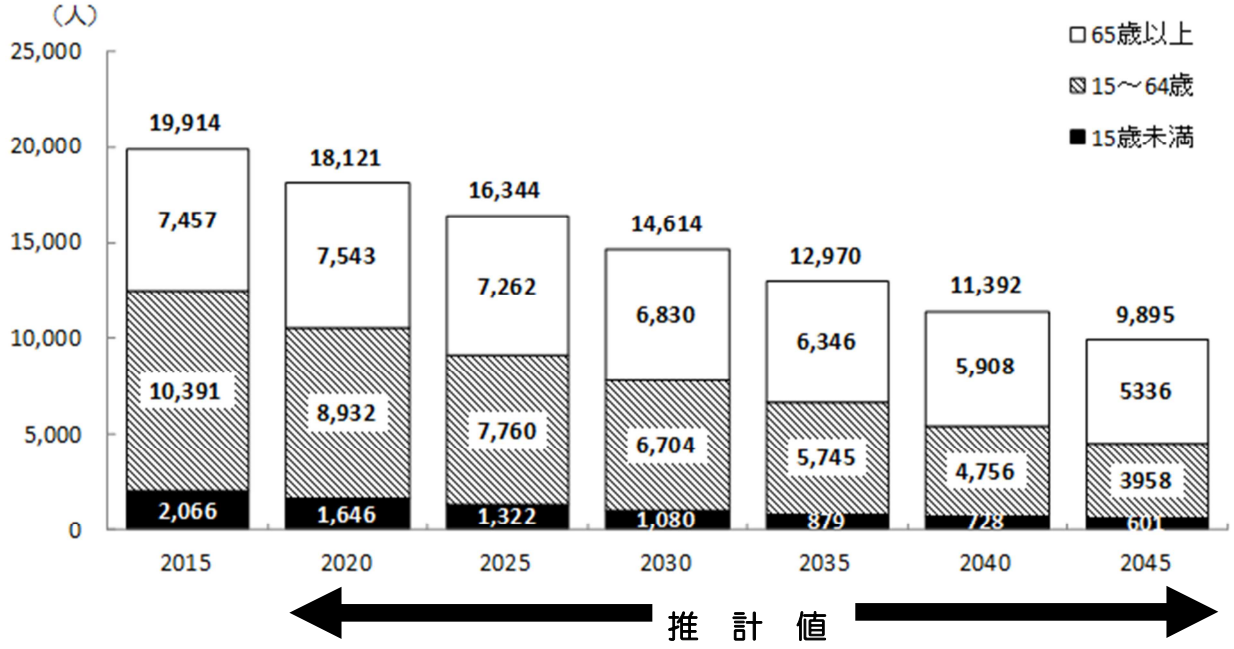

■年齢３区分別人口比率の推計

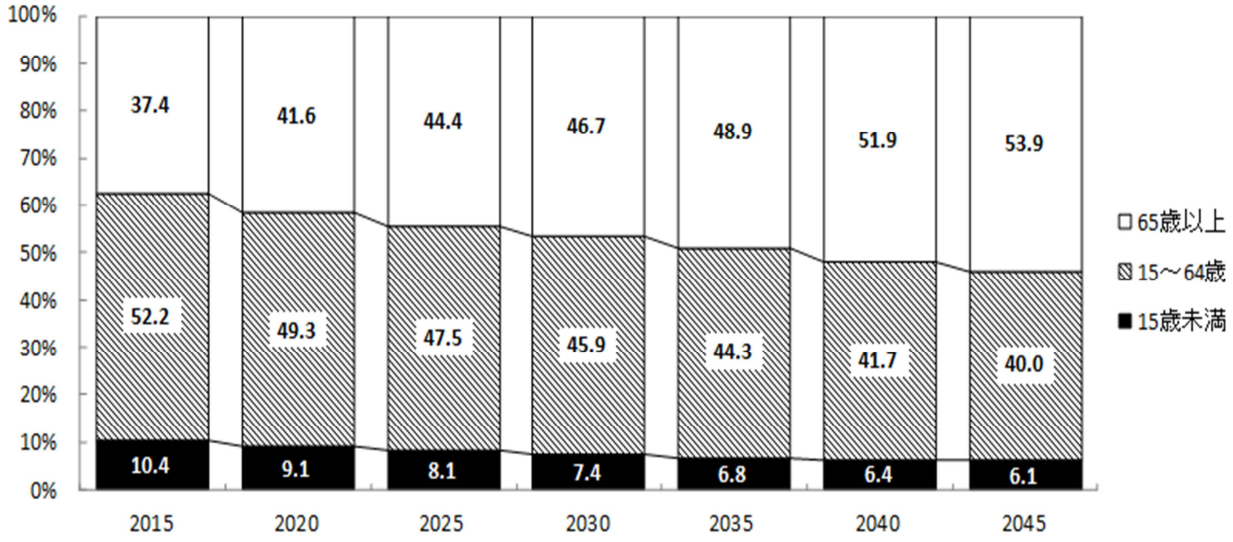

※年齢区分別の構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため合計が 100 にならない場合があります。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」【平成 30（2018）年推計】

１－２　世帯の状況

（１）世帯の状況

①一般世帯数の推移

○国勢調査によると、一般世帯総数は、平成２（1990）年から 17（2005）年までは 9,400 世帯前後で推移していましたがその後減少に転じ、平成 27（2015）年には 9,000 世帯を割り込み、8,625 世帯となっています。
また、「１世帯当たりの人員」については、平成２（1990）年に３人を割り込んだ後も減少傾向に歯止めがかからず、平成 27（2015）年では 2.23 まで減少しています。

○住民基本台帳による近年の世帯数をみると、平成 28（2016）年には 9,648 世帯でしたが、年 100 件ほどのペースで減少しており、平成 31（2019）年には 9,339 世帯となっています。
また、「１世帯当たりの人員」については、ほぼ横ばいに推移しています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

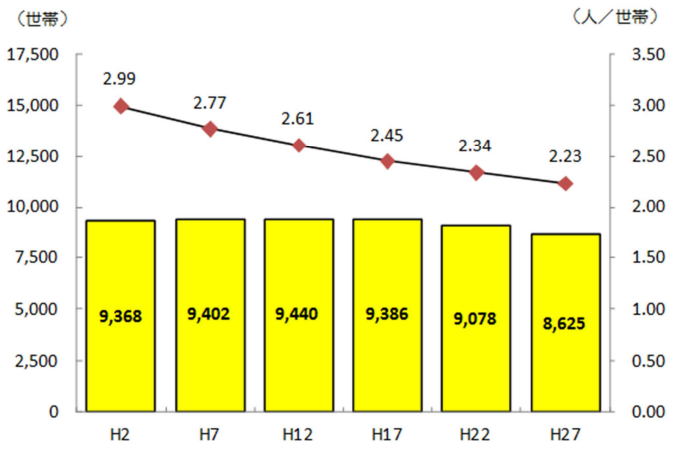

資料：国勢調査（各年 10 月１日）
世帯は一般世帯

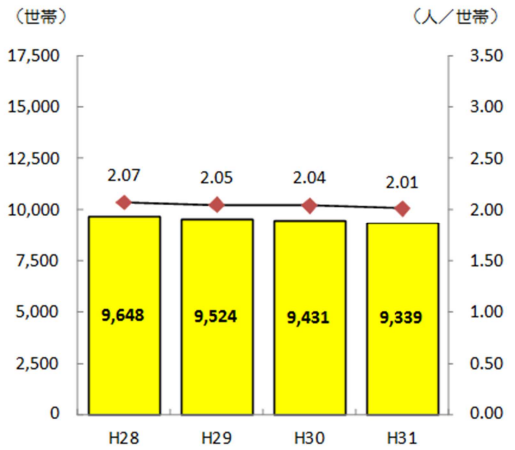

資料：住民基本台帳（各年３月末）
世帯は住民登録上の世帯

※　国勢調査における世帯数は、大きく分けると「一般世帯」と「施設等の世帯」に分類されます。「一般世帯」とは、持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を意味しています。これに対して「施設等の世帯」は寮や寄宿舎に住む学生や生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童養護施設の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯を意味しています。

※　住民登録上の世帯とは、住民基本台帳に登録されている世帯を意味しており、「一般世帯」「施設等の世帯」の区分はありません。また、居住実態が無い場合（住民登録をしている市町村に住んでいない場合）でも、世帯数に算入されます。

②１８歳未満のいる一般世帯数の推移

○18 歳未満のいる一般世帯、６歳未満のいる一般世帯ともに、平成２（1990）年から 25 年間で半数以下に減少しています。

○一般世帯全体における「18 歳未満のいる一般世帯」の割合は、平成２年（1990）には 36.1%でしたが、平成 27（2015）年では 17.1%と大きく低下しています。

■18 歳未満のいる一般世帯数（割合）の推移

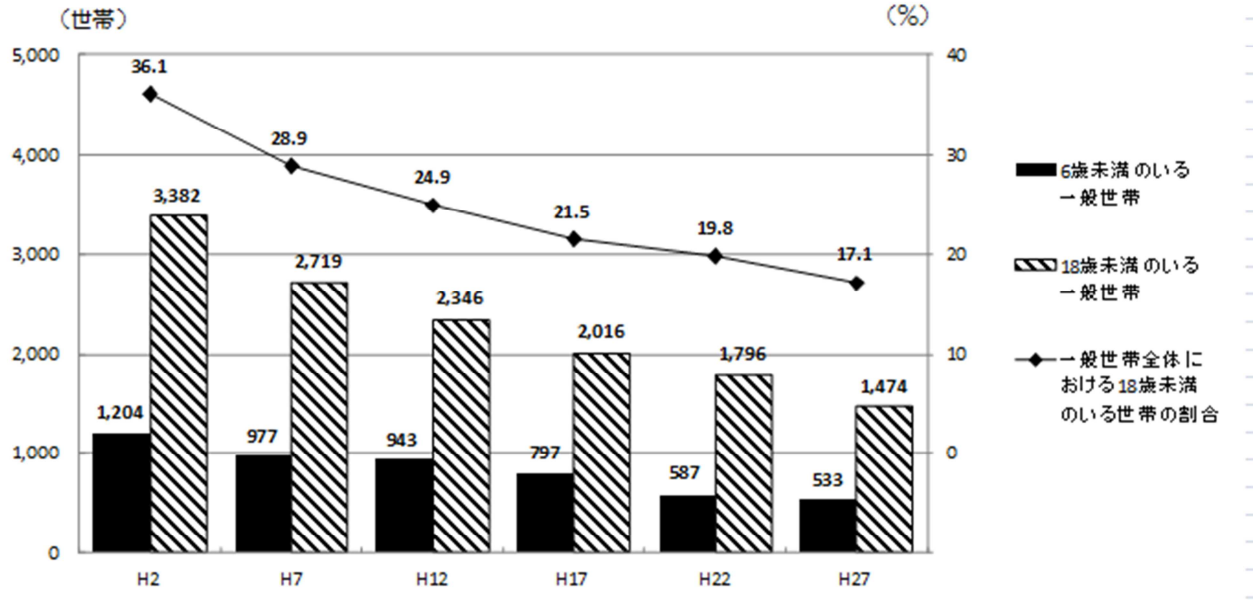

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③世帯類型の推移

○18 歳未満の子どもがいる一般世帯の世帯類型をみると、平成２（1990）年以降は、「夫婦と子どもと祖父母」の割合が低下し、「夫婦と子ども」の割合が増加しています。

■世帯類型（18歳未満の子どもがいる一般世帯）

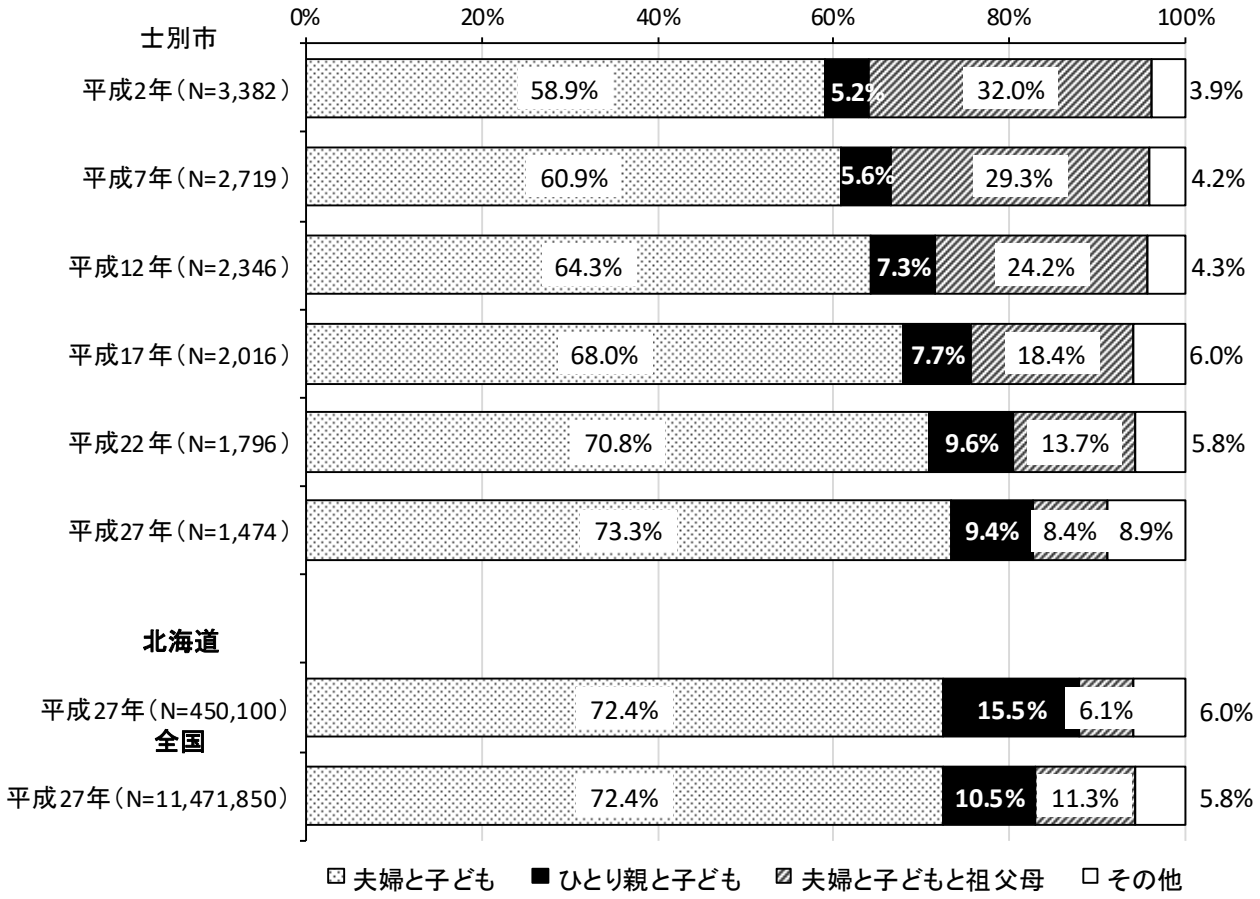

※「ひとり親と子ども」世帯：「男親と子どもで構成される世帯」と「女親と子どもで構成される世帯」の合計。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親と子ども世帯の状況

○ひとり親と子ども世帯（18 歳未満の子どもがいる一般世帯）の世帯数は、平成２（1990）年以降増減を繰り返しており、平成 27（2015）年では「男親と子ども世帯」が 14 世帯、「女親と子ども世帯」が 124 世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯（18歳未満の子どもがいる一般世帯）の推移

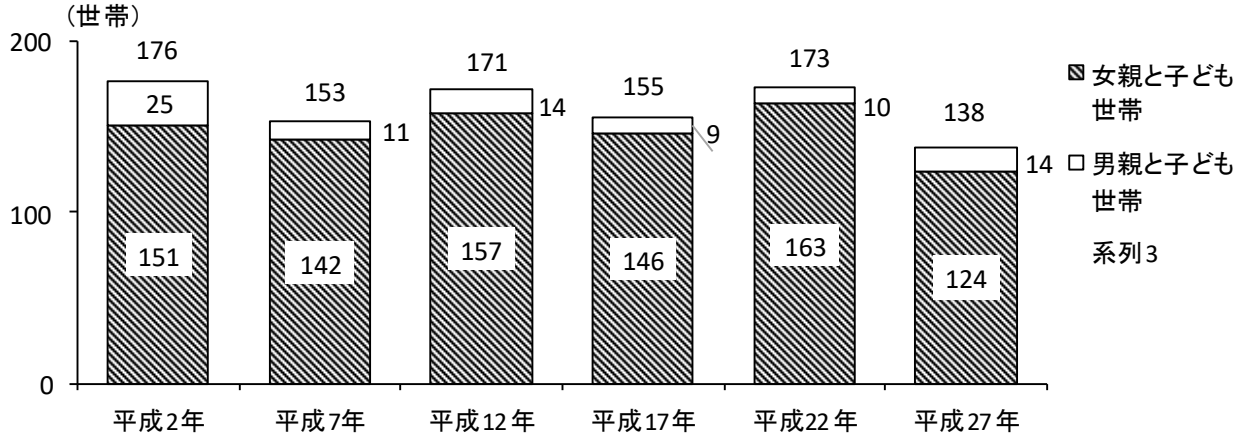

※男親（女親）と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯を含みます。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（2）未婚の状況

○少子化の要因については、晩婚化や非婚化の増加による女性一人当たりの生涯出産数の減少とされています。

○本市の 35～39 歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別でみると、平成２（1990）年では男性が 11.4%、女性が 5.3%でしたが、平成 27（2015）年には男性が 34.6%、女性が 22.4%となっています。

■未婚率の推移　男性（25～39歳）

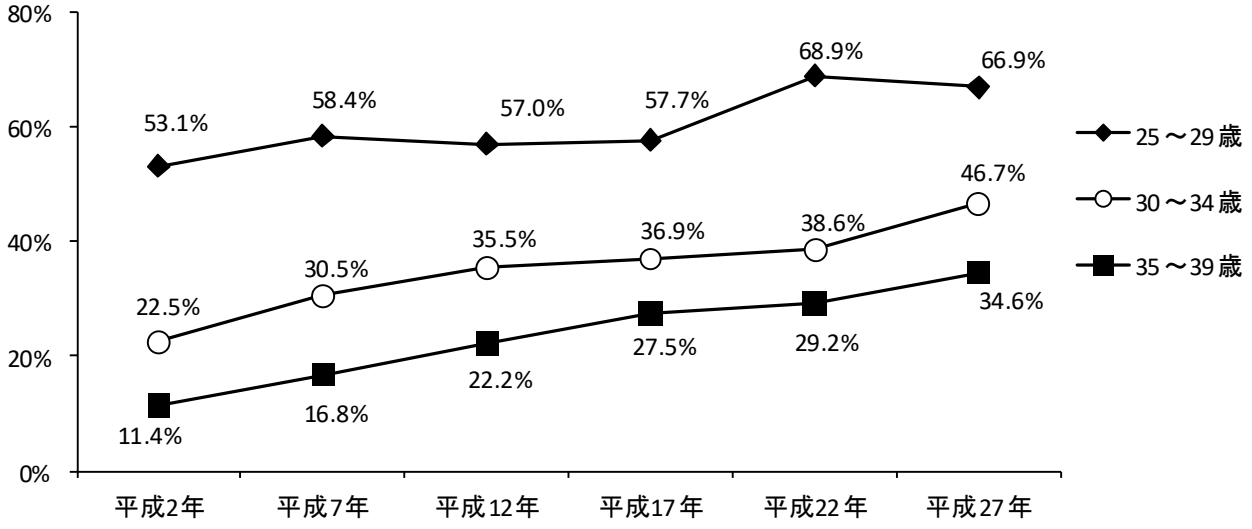

■未婚率の推移　女性（25～39歳）

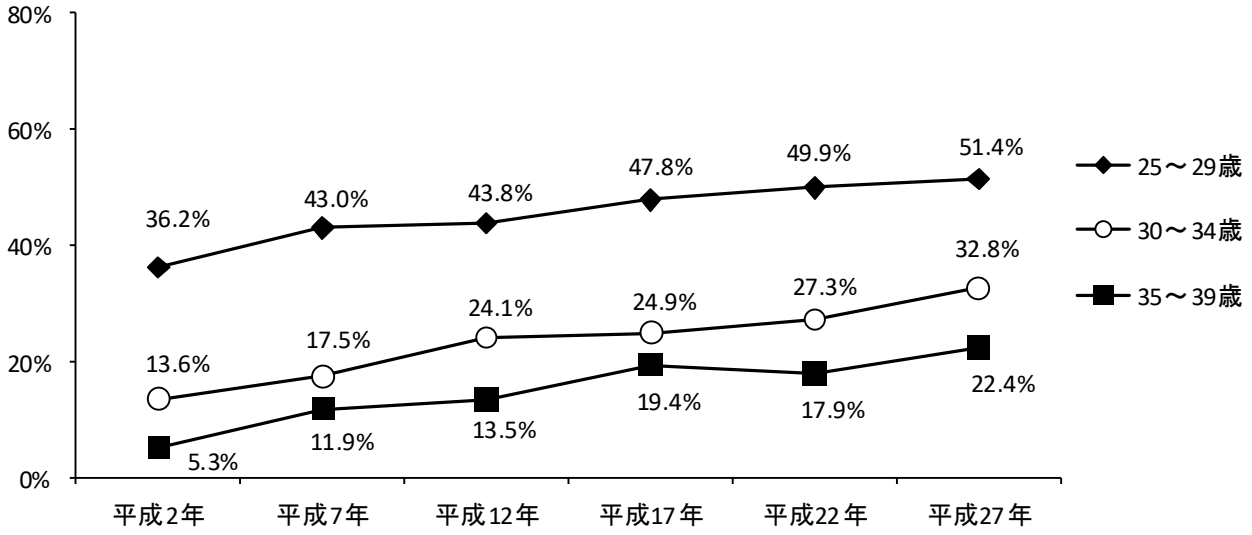

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

１－３　就労状況

○女性の就業率の推移をみると、25～29 歳、30～34 歳は全国・北海道・本市いずれも上昇し続けています。

○本市の就労状況を全国・北海道を比較してみると、20～24 歳では平成 22（2010）年から 1.3%低下していますが本市の方が高く、25～29 歳、30～34 歳は同程度となっています。

■女性就業率（20～24歳）

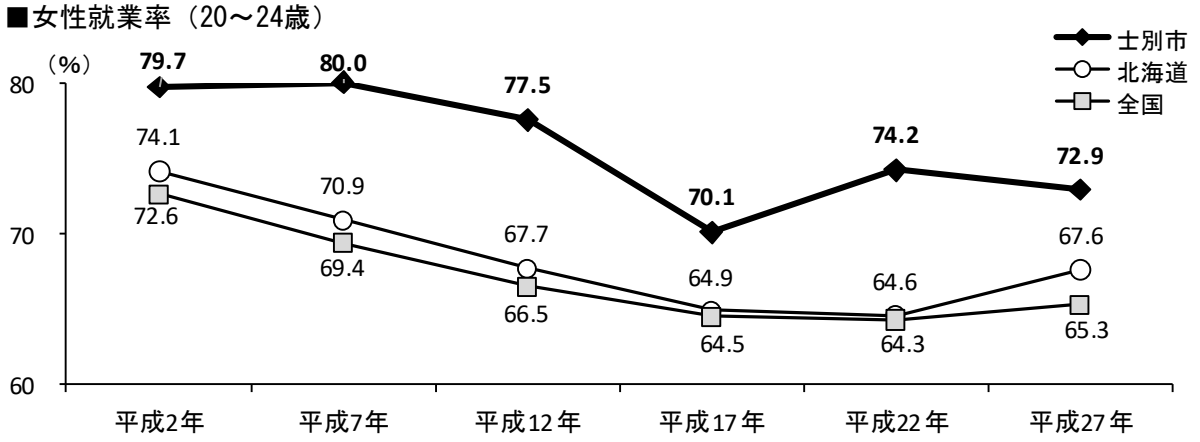

■女性就業率（25～29歳）

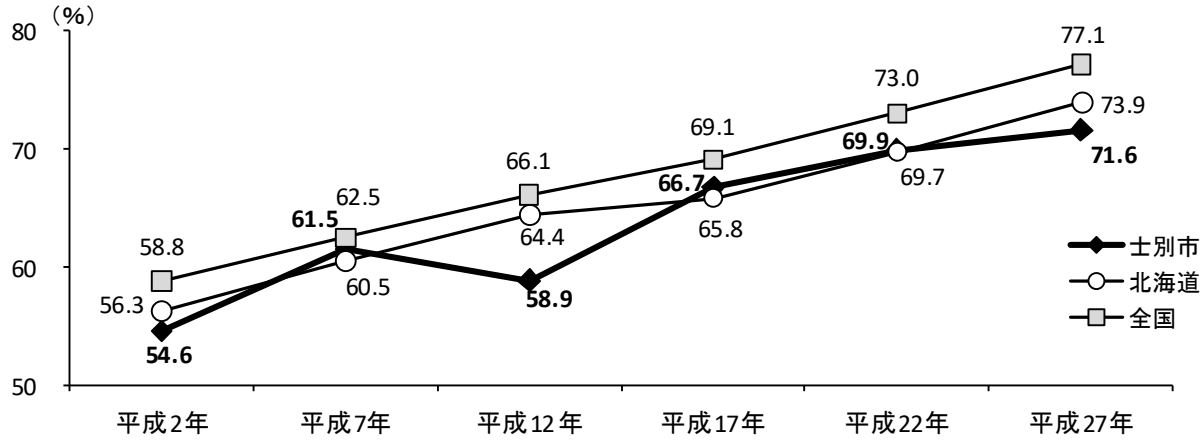

■女性就業率（30～34歳）

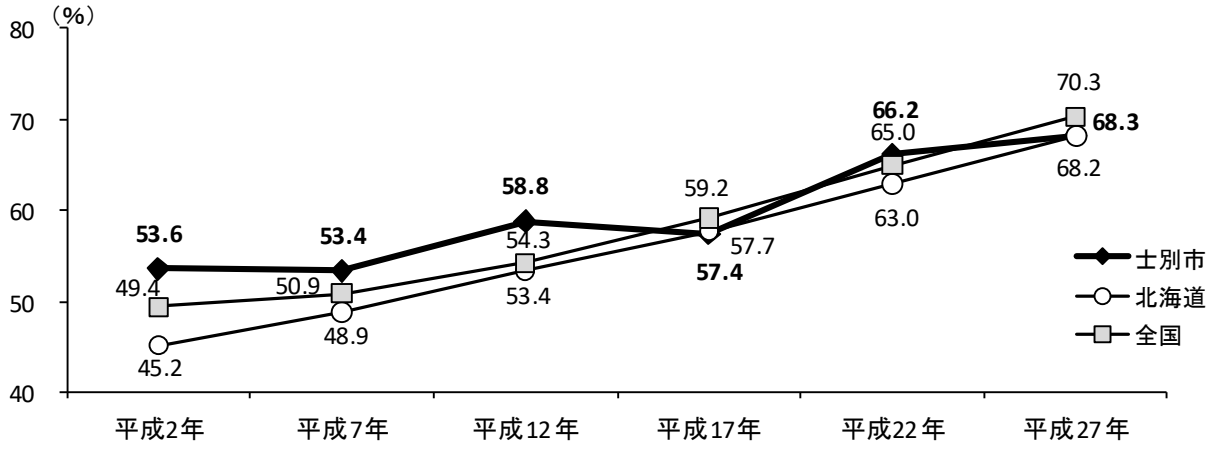

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

２　士別市における保育サービス等の利用の現況

（１）保育所・幼稚園

○本市における保育所の利用者数は、210人前後で推移していますが、市全体の０～５歳人口に対する保育所園児の比率は増加傾向にあります。

○幼稚園の利用者数は平成 28（2016）年に大きく減少しましたが、その後は 120 人前後で推移しています。

■保育所の利用状況の推移（各年４月現在）

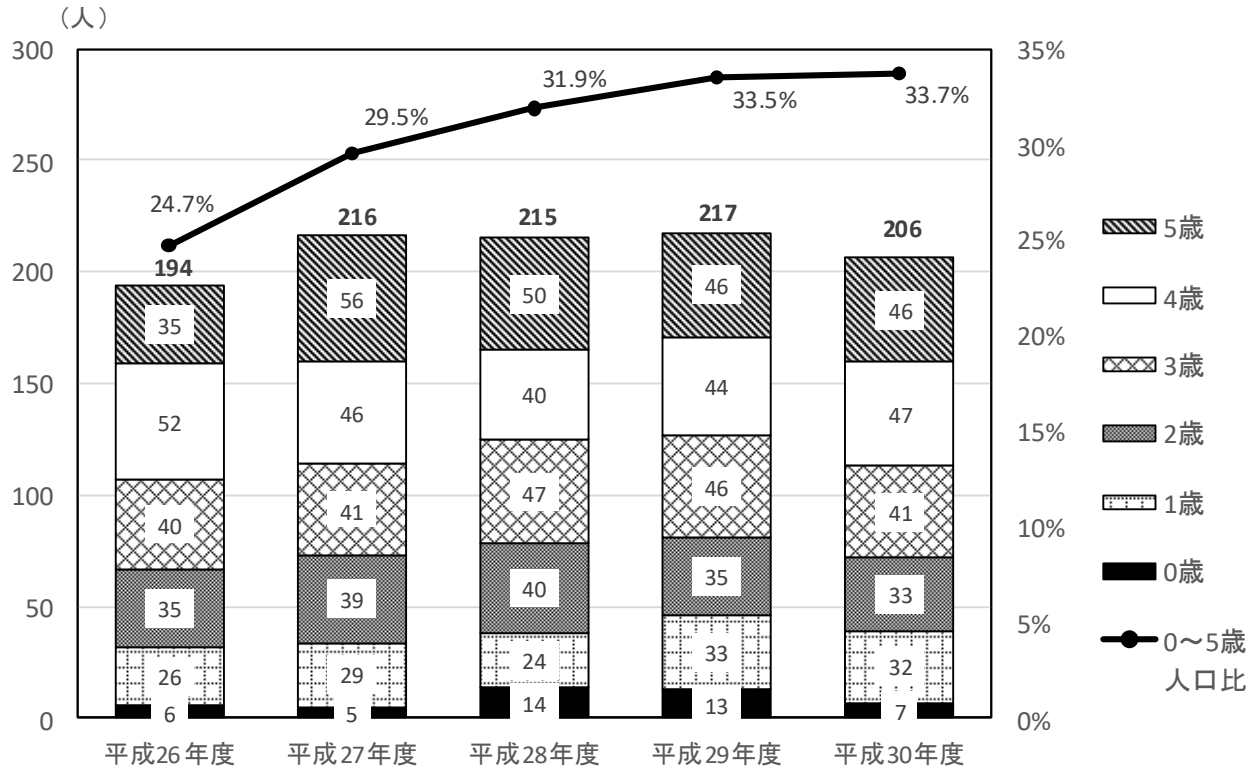

■幼稚園の利用状況の推移（各年５月１日現在）

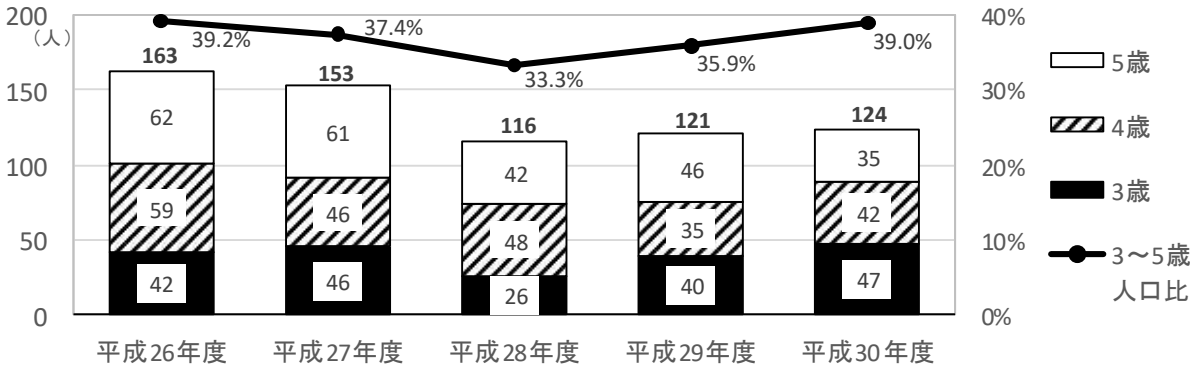

（2）放課後児童クラブ

○放課後児童クラブ（学童保育）の登録者数は、230人前後で推移していますが、市全体の６～11歳人口に対する比率は増加傾向にあります。

■放課後児童クラブ（各年４月現在）

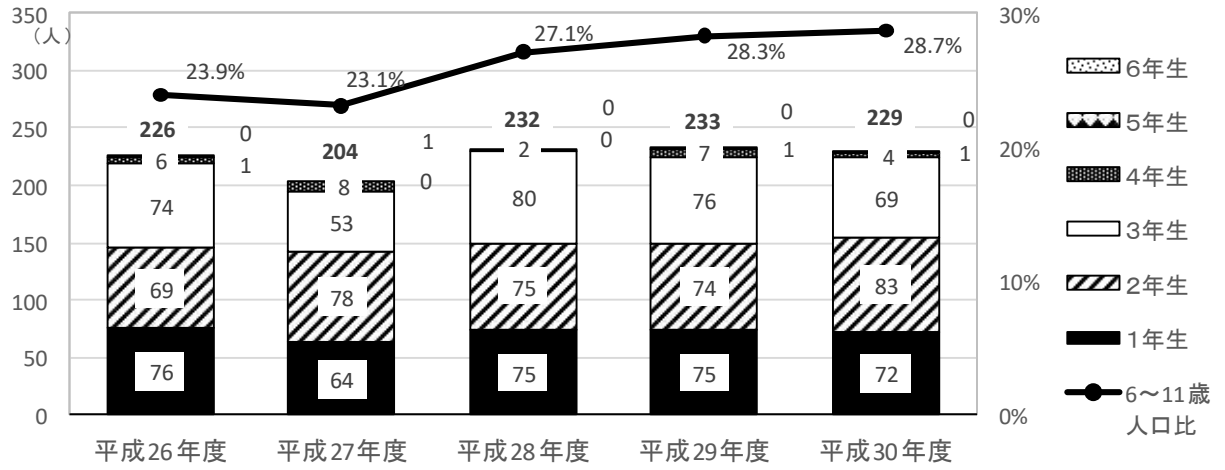

[1] 放課後児童クラブ

保護者が仕事で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童館等の施設を利用して適切な遊び場や生活の場を提供する事業です。

一般的には、「学童保育」、「学童クラブ」と呼ばれています。

（3）こども通園センター「のぞみ園」

○こどもの発達を支援する「こども通園センター のぞみ園」を利用する児童数（契約者数）は、新規と継続を合わせ、年間を通じて 100 人前後となっています。

■こども通園センター（各年４月現在）

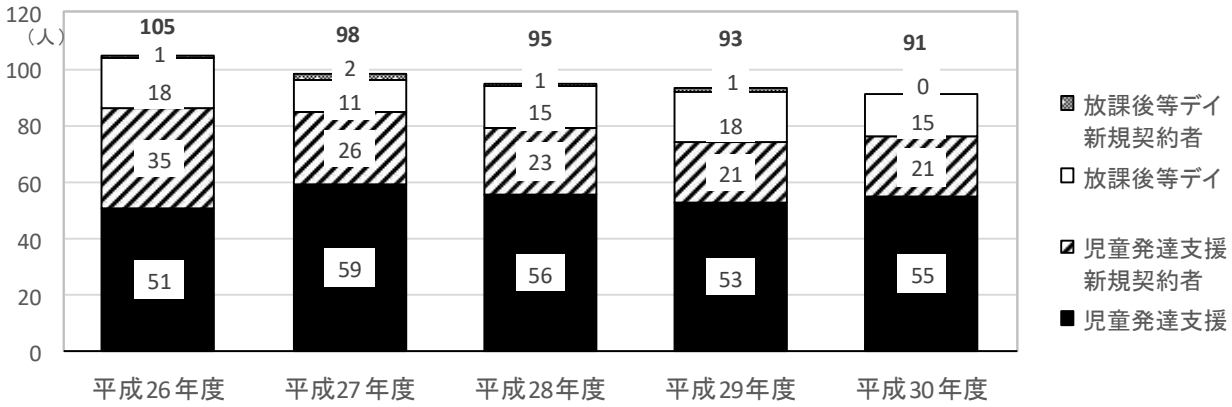

３　第１期計画の取り組み状況

３－１　幼児期の教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業の実施状況

平成 27（2015）年度～平成 31 年（2019）年度の計画期間のうち、平成 30（2018）年度までの実施状況について記載します。

（1）教育・保育給付

就学前児童に対して、幼稚園や認定こども園、保育所等で教育保育給付を行う事業です。子ども・子育て支援新制度において、1～3 号の認定に基づく給付となっています。

《参考》認定区分

認定区分	年　齢	利用施設等
１号認定	満３歳以上	幼稚園、認定こども園での教育を希望する児童
２号認定		保育の必要性があり、保育所等で保育を希望する児童
３号認定	満３歳未満	

①1 号認定（満３歳以上）

平成 28（2016）年度以降は、量の見込みに対して実績が下回りました。

中間年の見直し（支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの実際の人数が、量の見込みと大きくかい離している場合等に行う国の指針に基づく計画の見直し）により、平成 30（2018）年度から２年間の確保方策を見直しました。

■1 号認定の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	146 人	129 人	124 人	111 人
確保方策	300 人	300 人	280 人	135 人
実　績	153 人	116 人	121 人	108 人
利用率	51.0%	38.7%	43.2%	80.0%

※各年４月１日在籍人数

②2 号認定（満３歳以上）

平成 28（2016）年度以降は、量の見込みに対して実績が上回りましたが、供給量は確保されました。

中間年の見直しにより、平成 30（2018）年度から２年間の量の見込みと確保方策を見直しました。

■2 号認定の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	180 人	159 人	154 人	184 人
確保方策	340 人	340 人	340 人	306 人
実　績	233 人	218 人	202 人	196 人
利用率	68.5%	64.1%	59.4%	64.1%

※各年４月１日在籍人数

③3 号認定（0・1・2 歳）

確保方策に対する実績をみると、1・2 歳児は、平成 27（2015）年度を除き、70%を超えて推移しています。今後においても高い利用希望があることが見込まれます。
中間年の見直しにより、平成 30（2018）年度から 2 年間の量の見込みと確保方策を見直しました。0 歳児の量の見込みついては、当初から半数程度に見直しています。

■3 号認定の状況

項　目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	1・2 歳	99 人	101 人	97 人	89 人
	0 歳	26 人	25 人	25 人	12 人
確保方策		127 人	127 人	147 人	119 人
実　績	1・2 歳	90 人	91 人	91 人	82 人
	0 歳	5 人	8 人	13 人	9 人
利用率		74.8%	78.0%	70.7%	76.5%

※各年４月１日在籍人数

（2）地域子ども・子育て支援事業

市町村が、地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。
「子ども・子育て支援法」で定められている 13 事業のうち、全国共通で量の見込みを算出することとされている 11 事業の実績は、次のとおりとなっています。

①地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
本市では、子育て支援センター「ゆら」、つどいの広場「きら」、「きら」あさひで実施しています。
利用者数が減少している要因としては、出生数の減少や子どもが低年齢のうちに就労する母親が増えていることが考えられます。

■地域子育て支援拠点事業の利用状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	21,000 人	21,000 人	21,000 人	21,000 人
実　績	16,057 人	14,681 人	13,777 人	11,779 人

※延べ利用児童数

《参考》施設別の利用状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ゆ　ら	8,905 人	8,135 人	7,131 人	5,726 人
き　ら	6,052 人	5,549 人	6,056 人	5,590 人
「きら」あさひ	1,100 人	997 人	590 人	463 人

※延べ利用児童数

②利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援を実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・共同体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」があり、本市では、平成 28（2016）年度から「基本型」、「母子保健型」を子育て支援センター「ゆら」で実施しています。

■利用者支援事業の状況

項　目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本型	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実　績	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子型	量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	実　績	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※施設数

③妊婦健康診査

妊娠全期を通して妊婦が定期的に行う健診の費用（14回分）及び超音波検査にかかる費用（6回分）を助成する事業です。

受診回数は、妊婦が少なくなっていることなどから減少していますが、受診券を交付した妊婦は全員受診することができています。

■妊婦健診の状況

項　目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人　数	量の見込み	103 人	99 人	96 人	94 人
	実　績	110 人	104 人	83 人	85 人
回　数	量の見込み	1,442 回	1,386 回	1,344 回	1,316 回
	実　績	1,329 回	1,235 回	1,096 回	985 回

※回数は延べ健診回数

④乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行うなどの目的で、生後４ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問する事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	103 件	99 件	96 件	94 件
実　績	108 件	101 件	84 件	83 件

※訪問件数

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

■養育支援訪問事業の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	15 件	15 件	15 件	15 件
実　績	28 件	36 件	16 件	23 件

※訪問件数

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

本市では、受け入れ先となる児童養護施設等がないことから、保護者の疾病等により、子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたときは、児童相談所での一時保護により対応しています。

⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

幼稚園等における在園児の一時預かりと保育所等における一時預かりがあります。

幼稚園における一時預かりは、平成 29（2017）年度から実施施設が１か所増えたことで、延べ利用児童数が増加しています。

保育所等における一時預かりは、平成 29（2017）年度は減少したものの、平成 30（2018）年度は増加しています。

あいの実保育園における事業別利用状況では、保護者の就労等の理由による利用（非定型的サービス事業）が多く、あさひ保育園では、リフレッシュ等のための利用（私的理由保育サービス事業）が多くなっています。

■幼稚園等における一時預かり事業の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	6,745 人	5,959 人	5,755 人	5,242 人
延べ利用児童数	2,649 人	2,674 人	4,945 人	7,473 人

※延べ利用児童数

■保育所等における一時預かり事業の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	7,431 人	7,042 人	6,775 人	6,394 人
延べ利用児童数計	3,446 人	3,850 人	3,456 人	3,943 人

※延べ利用児童数

《参考》施設別の利用状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
あいの実保育園	2,993 人	3,311 人	2,988 人	3,499 人
あさひ保育園	262 人	417 人	338 人	351 人
ファミリー・サポート・センター	191 人	122 人	130 人	93 人
延べ利用児童数計	3,446 人	3,850 人	3,456 人	3,943 人

※延べ利用児童数

《参考》あいの実保育園における事業別利用状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
非定型的サービス事業	1,236 人	1,511 人	1,580 人	2,221 人
（保護者の就労など断続的保育困難）	41.3%	45.6%	52.9%	63.5%
緊急保育サービス事業	247 人	319 人	192 人	419 人
（保護者の疾病など緊急的一時的保育困難）	8.3%	9.6%	6.4%	12.0%
私的理由保育サービス事業	1,510 人	1481	1216	858 人
（ 保護者のリフレッシュ、一時的用事など）	50.5%	44.7%	40.7%	24.5%

※延べ利用児童数

《参考》あさひ保育園における事業別利用状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
非定型的サービス事業	124 人	119 人	0 人	156 人
（保護者の就労など断続的保育困難）	47.3%	28.5%	0.0%	44.4%
緊急保育サービス事業	0 人	20 人	34 人	59 人
（保護者の疾病など緊急的一時的保育困難）	0.0%	4.8%	100.0%	16.8%
私的理由保育サービス事業	138 人	278 人	0 人	136 人
（ 保護者のリフレッシュ、一時的用事など）	52.7%	66.7%	0.0%	38.7%

※延べ利用児童数

⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービスです。

本市では、病後児保育を子育てサポート「むっくり」が実施していますが、病児保育は、施設整備や職員の確保が必要となるため、現在は実施していません。

第１期計画での量の見込みは、アンケート調査での利用希望数をもとに設定しています。

■病後児保育事業の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	93 人	87 人	84 人	79 人
実　績	2 人	1 人	0 人	0 人

※延べ利用者数

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。

本市では、「こぶたの家保育園」で実施しています。

第１期計画での量の見込みは、１日あたりの利用人数で設定しています。

■延長保育事業（時間外保育事業）の状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	15 人	14 人	13 人	13 人
実　績	250 人	144 人	121 人	136 人

※延べ利用者数

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るものです。

平成 31（2019）年度からは、ほくと児童館の改築と西小学校が閉校となったことから、あけぼの子どもセンター、ほくと子どもセンター、朝日学童保育所の３か所で実施しています。

■放課後児童クラブの利用状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	226 人	215 人	211 人	213 人
実　績	204 人	227 人	231 人	230 人

※各年４月１日現在の登録児童数

《参考》施設別利用状況

項　目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
あけぼの子どもセンター	72 人	82 人	85 人	84 人
ほくと児童館	69 人	85 人	75 人	85 人
西児童センター	39 人	38 人	45 人	38 人
朝日学童保育所	24 人	22 人	26 人	23 人
合　計	204 人	227 人	231 人	230 人

※各年４月１日現在の登録児童数

⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

依頼会員は、量の見込みを大きく上回りましたが、提供会員は量の見込みを下回っていることから、会員養成講座のさらなる充実が必要となっています。

■ファミリー・サポート・センター事業の状況

項　目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
提供会員	量の見込み	25 人	25 人	30 人	30 人
	実　績	21 人	24 人	23 人	23 人
依頼会員	量の見込み	40 人	45 人	50 人	55 人
	実　績	63 人	79 人	100 人	119 人
両方会員	実　績	０人	３人	３人	３人
合　計		84 人	106 人	126 人	145 人

※両方会員の量の見込みは設定していません

３－２　第１期計画の評価と課題

平成 27（2015）年度を始期とする士別市子ども・子育て支援事業計画（以下「第１期計画」といいます。）では、「共に支え合う地域の子　子どもいきいき　家族いきいき　まちいきいき　ふれあいのまち」を基本理念に据え、①地域における子育て家庭への支援②世帯の状況に合わせた支援③職業生活と家庭生活との調和の支援④母と子どもの健康の確保・増進⑤一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進⑥安心して子育てできる環境づくりを進めていくための６つの目標を定め、それぞれの基本施策を設定し、各種事業に取り組んできました。

第１期計画で実施した取り組みの内容の評価と課題について、次のとおり整理しました。

基本目標１　地域における子育て家庭への支援	
○働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した市民が利用しやすい教育・保育サービスの充実に努めます。 ○子育てサークル、保護者クラブ、子ども会、自治会、児童館をはじめとする様々な地域の社会資源や地域ごとの良さを生かした子育て支援サービスの充実に努めます。 ○乳幼児期からの子育てを、保健・医療・福祉及び教育などの関係機関と家庭が連携し支援します。	
基本施策	
①保育サービスの充実	⑤幼児教育の充実
②就学児童の居場所づくり	⑥経済的支援の充実
③行政と市民による子育て支援の充実	⑦家庭と関係機関の連携
④子育て交流の場づくり	

【評価と課題】

就学前児童の健全育成と多様化する保育ニーズに対応するため認可保育所、幼稚園等において、幼児教育・保育サービスの提供を実施しました。保護者の短期就労やリフレッシュに対応するために、認可保育所や民間施設において一時預かり事業を、幼稚園においては教育時間終了後の預かり保育を、さらに祝日等に保育が必要となる児童に対しては民間保育園において延長保育が実施されています。

少子高齢化が進む中、児童数は減少していますが、核家族化や女性の社会進出に伴って共働き家庭が増えるなど保育サービスの充実が求められている一方で、待機児童問題や保育士不足が大きな社会問題となっています。本市においても、これまで取り組んできた保育の質を維持していくためには、保育士等の確保をはじめ、保育環境の整備が重要となってくることから、市内全体の保育所、幼稚園等が一体となった保育士等の人材確保の取り組みを構築していく必要があります。

一方で、人口減少に伴う将来の保育ニーズを見据え、認可保育所等における定員数の見直しなどについても、随時検討していく必要があります。

就学児童の居場所づくりでは、１校区１居場所を基本とし、放課後児童クラブやへき地保育所における学童保育、放課後子ども教室の事業を実施しています。「ほくと児童館」の老朽化や狭隘化により建設した「ほくと子どもセンター」は、平成 31（2019）年４月に放

課後児童クラブ、放課後等デイサービスセンターや児童相談支援センターなどの機能を併せ持つ、障がい児と健常児の共生をめざした複合型の施設です。

既存の施設や事業を活用するなかで、すべての子どもたちが、安全・安心に利用できる放課後等の居場所を確保し、ニーズや利用状況にあった施設運営を継続する必要があります。

地域の社会資源を生かした子育て支援では、民間の子育て支援団体の協力のもと、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間づくりができるよう、つどいの広場「きら」、「きら」あさひの開設や子育ての応援をしてほしい人と子育ての応援をしたい人が会員となって、子どもの預かり等の援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施しました。

平成 28（2016）年に、高齢者の介護予防の拠点として開設した「いきいき健康センター」は、子どもから高齢者までが日常的に世代間交流が行える場としても活用されていて、幼児と高齢者がともに運動やレクリエーションを行う「サフォークジム・キッズ」やいきいきサロンのプログラムを通して世代間交流の輪が広がってきています。子育ての多様なニーズに対応するためには、地域の人材や社会資源の積極的な活用が必要です。

乳幼児等医療費助成制度は、平成 22（2010）年８月１日から小学生以下の入院・外来医療費自己負担額の無料化、中学生の入院医療費自己負担額の無料化を所得制限なしで実施していますが、平成 30（2018）年８月１日からは助成対象の拡大を行い、中学生の外来医療費についても無料化としました。

乳幼児期からの家庭と関係機関の連携については、士別市子育て応援ファイル「すくらむ」を活用して取り組みました。「すくらむ」は出生届けのあったすべての子どもに配付していることから、出生後の乳幼児健診の状況や就学前、就学後の発達や成長の様子などを記録し、家庭と保育所や学校等の関係機関が連携して活用しました。出生後から切れ目のない、一人ひとりに寄り添った支援ができるよう、家庭と関係機関との連携を強化することが必要です。

基本目標２　世帯の状況に合わせた支援	
○子育て家庭等が、不安や悩みを抱えて孤立することがないよう、家庭での養育・教育を支援します。また、障がい児のいる家庭やひとり親家庭を含めて、すべての家庭に対する子育て支援の充実に努めます。	
基本施策	
①児童虐待防止対策の推進	③障がい児支援策の充実
②ひとり親家庭等の自立支援の推進	④いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実

【評価と課題】

子どもに対する虐待防止については、発生時に迅速な対応や適切な支援につなげるため、「要保護児童対策地域協議会代表者会議」や「ケース会議」を開催しているほか、市民への周知・啓発活動として、毎年11月の児童虐待防止推進月間に、オレンジリボン運動を実施しています。

ひとり親家庭等の自立支援では、母子・父子自立支援員による、各種制度に対する相談支援をはじめ、ひとり親家庭等の自立に必要な職業能力の向上や求職活動等に関する情報提供や相談指導等を実施しています。

発達の遅れや障がいのある児童などの放課後の居場所として士別小学校内で実施していた日中一時支援事業の体制強化を図るため、集団生活を行う機会と居場所の提供、日常生活の自立支援や療育等を行う「放課後等デイサービスセンター青空」を平成 31（2019）年４月に新たに開設しました。

発達が気になる子どもの相談支援では、児童相談支援センター「虹」を相談支援の拠点として位置づけ、こども通園センター「のぞみ園」、保健福祉センター、保育所、幼稚園、学校等の子どもに関わる各施設の職員がそれぞれ相談窓口となり、各施設が連携して子どもや保護者に寄り添った相談支援を行っています。

支援が必要な子どもの早期発見や早期療育につなげていく体制を継続していくためにも、引き続き関係機関の連携を強化していくことが大切です。

児童生徒の不登校・いじめ問題等の解決を図るため、不登校・いじめ問題等対策連絡会を設置しています。連絡会では、不登校・いじめ等の現状の把握や必要に応じてケース会議を開催し、関係機関との情報共有や支援の内容の協議等を行いました。不登校問題については、学校での取り組みに加え、平成 26（2014）年から、不登校及びその傾向にある児童生徒に対して、学校への復帰や基本的な生活習慣の改善や社会性の育成を図るため、適応指導教室ウィズを開設し対応にあたっています。

基本目標３　職業生活と家庭生活の調和の支援
○子育て家庭が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現でき、子育てをしながら働き続けることのできる社会の実現に向けて、職場や家庭での取り組みを支援します。 また、子育て中の保護者が社会から孤立することなく、再就職に向けた準備などができるよう、支援します。
基本施策
①「仕事と子育ての両立」についての普及啓発

【評価と課題】

市では、「士別市男女共同参画推進条例」や「男女共同参画行動計画」に基づき、家庭や仕事や家事、地域活動などにおいて、男女がともに協力し責任を担い、自分らしい生き方が選択できるよう、女性の社会参画や多様な働き方など男女平等の意識や理解促進のため、男女共同参画セミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みました。

子育て支援センター「ゆら」では、妊娠中からの居場所づくりや交流・学習機会の提供としてプレママパパ支援を実施しています。０歳児の親子が集う「ぴよぴよ広場」の開設日にに合わせ、「マタニティ DAY」を毎月１回開催し、もうすぐ父親になる男性（プレパパ）と妊婦（プレママ）が一緒に参加して、赤ちゃんや先輩ママとの交流や妊婦体験等をすることで、妊娠中からの男性の育児参加の意識の高揚に取り組みました。

育児休業の取得や育児中の短時間勤務など、子育てしやすい職場環境づくりを進めるために、関係機関や企業との連携強化が必要です。

基本目標４　母とこどもの健康の確保・増進
○保健・医療・福祉や教育分野との連携のもと、乳幼児健診などの母子保健施策を充実させるとともに、子どもや母親の健康の保持・増進を図ります。
基本施策 ①子どもや母親の健康の確保　　③歯科保健対策の充実 ②食育の推進　　④母子保健医療の確保

【評価と課題】

妊婦一般健康診査をはじめとした各種健診の受診率は、高い数値を継続しています。受診率を維持するためには、妊婦や乳幼児が健診や予防接種を受けやすいような体制づくりや情報提供を継続することが必要です。

新生児訪問については、例年高い面会率を達成していることから、養育支援が必要とされる家庭の早期把握が可能となるなど、子育てに不安や孤立感を抱える家庭の支援や虐待予防にもつながっています。

母親の出産後の心身の疲労や育児不安などに対し、産後うつの防止を図るため、産婦健診を行うとともに、平成 31（2019）年４月からは、産後の体調不安や育児等の支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施しました。

子どもも親も生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、マタニティスクールにおいて、食育に関する講話やバランスの良い食事等の調理実習を行いました。また、乳幼児健診において、離乳食や幼児食の進め方や作り方などの栄養相談に取り組みました。
望ましい食習慣の定着を促進するため、今後も、食事の大切さなどについての普及・啓発を継続して取り組んでいくことが必要です。

むし歯の予防の意識を高めるため、マタニティスクールや乳幼児健診において歯科検診・歯科相談を実施しました。

子どもの生命と健康を守り、母親が安心して子育てするためには、母子保健医療の確保は重要です。今後も、保健福祉センターと子育て支援センターゆらが連携して、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない総合的な子育て支援に取り組んでいくことが必要です。

小児医療の確保については、センター病院である名寄市立総合病院と連携を図り取り組んでいく必要があります。

基本目標５　一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進
○子どもの権利や意見の尊重、生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実に努めるとともに、次世代の親の育成などを通して、一人ひとりの子どもが、いきいきと輝くまちづくりを推進します。
基本施策 ①子どもの権利の推進　　③家庭や地域の教育力の向上 ②子どもの生きる力の育成

【評価と課題】

子どもの権利についての市民理解を深めるため、市内の小中学校において開催している人権教室や子どもと子どもに関わる大人が多く集まるイベントなどに参加して、子どもの権利について周知しました。第２次子どもの権利に関する行動計画の策定時に行ったアンケート調査では、「子どもの権利について」の子どもの認知度は 47.2%と低かったことから、周知方法の工夫や効果的な広報活動の検討が必要です。

子どもの権利の救済については、子どもの権利救済委員会を設置して、子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応できるよう体制整備を行いました。

子ども議会やこども夢トークを行い、まちづくりへの興味・関心を育み、子どもの自由な発想を生かした意見・要望を可能な限り市政に反映しました。

子どもたちの生活習慣や学習習慣の定着に向け「チャレンジスクール」や「チャレンジ寺子屋」を実施し、子ども会育成者、家庭教育サポート企業、地元高校生や教職員など多くの地域住民が関わるなか、学習以外についての創作活動やスポーツなど充実を図りました。

基本目標６　安心して子育てできる環境づくり
○子どもが犯罪の被害者になることがないよう、防犯対策や交通安全対策を充実するとともに、防災への対応など、安全・安心なまちづくりを進めます。
基本施策 ①安心して、遊び、生活することができる環境づくり ②子どもの交通安全の確保 ③子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【評価と課題】

つくも水郷公園の再整備にあたっては、アンケート調査の結果や「つくも水郷公園再整備市民検討会議」からの提言書を踏まえ、子どもや保護者、保育所・幼稚園等の従事者など多くの市民の意見を取り入れ、おむつ交換が可能な多目的トイレの設置や親水施設の「つくもビーチ」を新設するなど、市民が望む公園の再整備に努めました。引き続き多くの市民の方からの意見を反映した公園の整備をはじめ、子どもたちが安心して過ごすことのできる環境の整備を進めることが必要です。

また、子どもたちを犯罪や事故から守るため、市民や事業所の協力のもと、子どもの不審者等からの避難場所として市内96か所に「110番の家と店」を設置しているほか、愛犬との散歩時間を活用した「わんわんパトロール」を実施し、100人以上の市民の皆さんに地域の見まわりを行っていただき、被害防止に努めています。今後も地域ぐるみでの防犯活動の取り組みを継続していく必要があります。

近年、異常気象による自然災害が増加しています。平成 30（2018）年９月６日に発生した「北海道胆振東部地震」は、私たちに大規模な電源喪失（ブラックアウト）をもたらすとともに、大きな教訓を残しました。

災害時に子どもたちを守るため、避難訓練をはじめ、連絡先や通信手段の確認、非常食の備蓄を行うなど災害時の体制を強化するとともに、子どもたちの災害意識を高める取り組みを進める必要があります。

４　子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果の概要

（１）調査の概要

①調査の目的

本アンケート調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するため就学前又は就学中の保護者に対して実施しました。

②調査の対象と配布・回収数

対　象	配布数（票）	回収数（票）	回収率（%）
①就学前児童の保護者	492	257	52.2
②小学生の保護者	591	281	47.5

③調査期間

平成 30（2018）年 12 月

④調査の方法

郵送による配布・回収

⑤調査結果の見方

ⅰ）ｎは、質問に対する無回答を含む集計対象総数で、割合算出の基準です。

ⅱ）　割合は、ｎに対する各回答数の百分率（%）です。小数点以下第２位を四捨五入し小数点第１位までを表記し、単数回答（１人の回答者が１つの回答をする設問）では、合計が 100%とならない場合があります。

ⅲ）１人の回答者が２つ以上の回答をすることができる設問は、各選択肢の割合の合計は100%を超えています。

ⅳ）年齢等を数値で回答する設問（数量回答）では、区分分けをして集計しています。

ⅴ）クロス集計表の表側（分類層）は、無回答を除いているため、各層の実数と集計対象総数が一致しない場合があります。

ⅵ）グラフや表の選択肢（カテゴリー）は、文字数の制約のため、簡略して表記している場合があります。

（2）子どもと家族の状況について

●配偶者の有無

○「配偶者がいない」の割合は、就学前児童の保護者（以下、「就学前」として示す）が8.9%、小学生の保護者（以下、「小学生」いいます）が9.3%となっています。

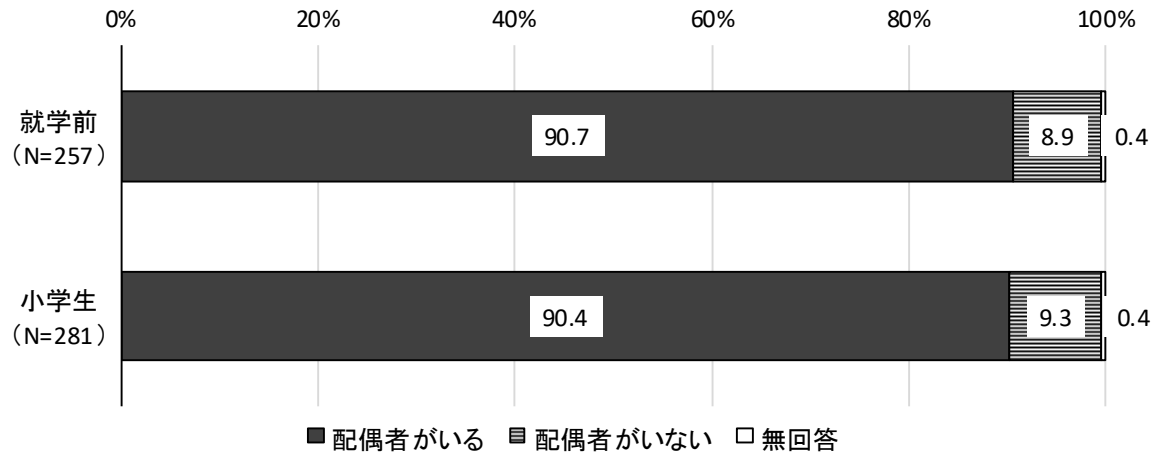

●主に子育てをしている人

○「父母ともに」の割合が高く、就学前では58.0%、小学生では64.8%となっています。次いで「主に母親」が高く、就学前では39.7%、小学生では33.1%となっています。

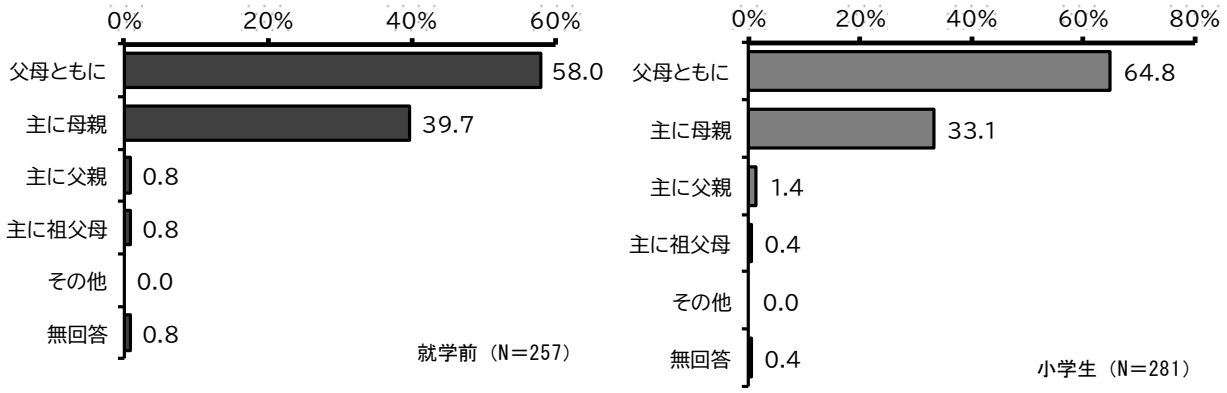

●日常的に子育てにかかわっている人（施設）

○「父母ともに」が64.6%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園・認定こども園」が57.2%、「祖父母」が30.4%、「母親」が25.3%の順です。

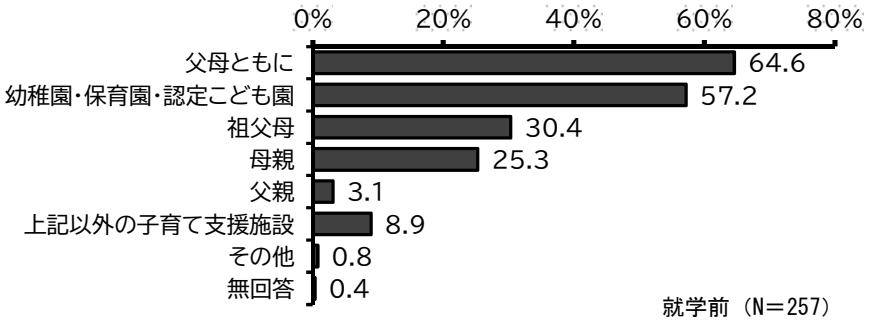

（3）就労の状況

●母親の就労状況

○就学前では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 32.4%と最も高く、次いで「フルタイム（週５日程度　１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 28.1%、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労」が 25.8%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」が 10.9%の順です。

○小学生では、「フルタイム（週５日程度　１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 40.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労」が 38.6%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 17.3%、「パート・アルバイト等で、産休・育休・介護休業中」が 1.1%の順です。

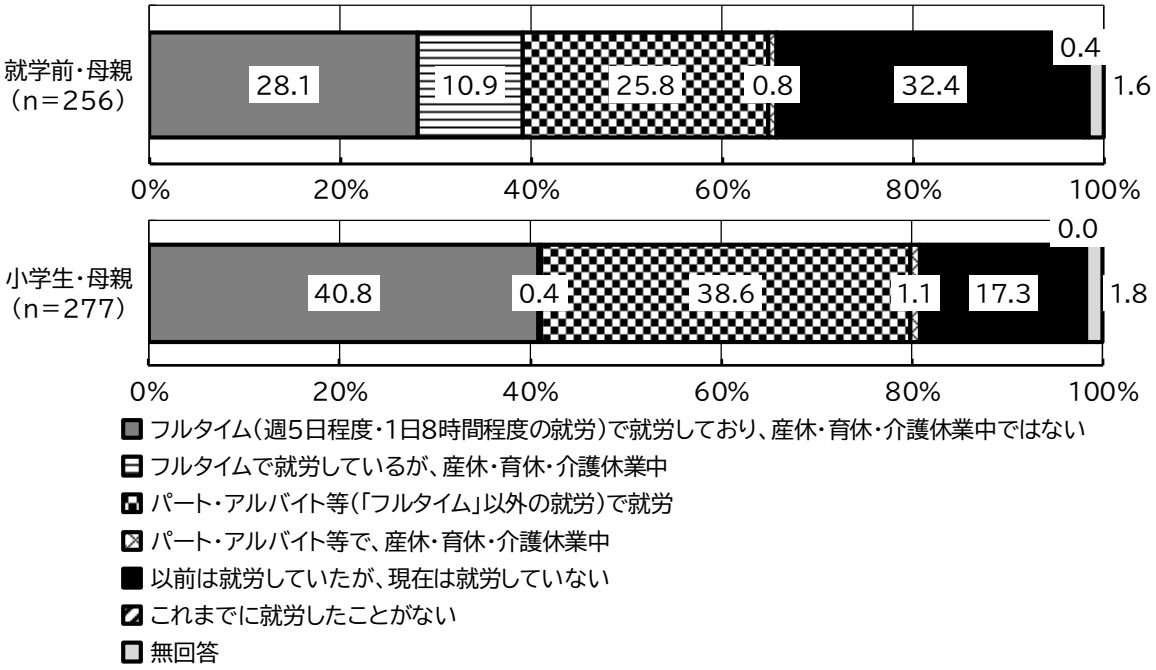

●現在就労していない母親の就労希望

○「何年か後に働きたい」が 42.9%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」が 31.0%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が 1.4%、「無回答」が 4.8%の順です。

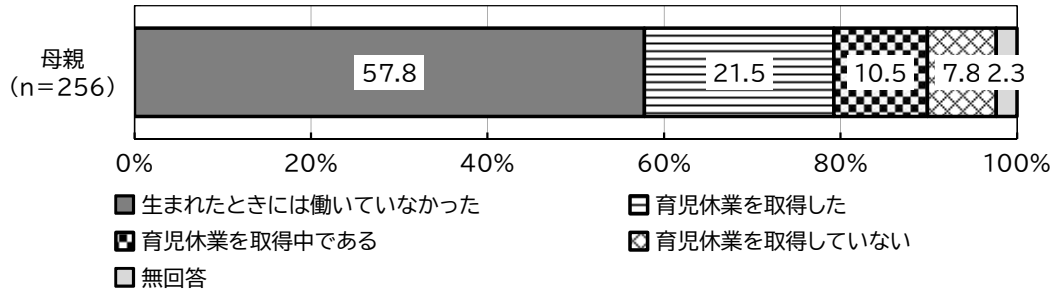

（4）育児休業制度の利用について

●取得状況

○母親は、「生まれたときには働いていなかった」が 57.8%と最も高く、次いで「育児休業を取得した」が 21.5%、「育児休業を取得中である」が 10.5%、「育児休業を取得していない」が 7.8%の順です。

○父親は、「育児休業を取得していない」が 91.9%、「生まれたときには働いていなかった」「育児休業を取得した」がともに 0.9%（２件）、「育児休業を取得中である」が 0.4%（１件）です。

○父親の「育児休業を取得していない」の割合は、母親と比較して大幅に高くなっています。

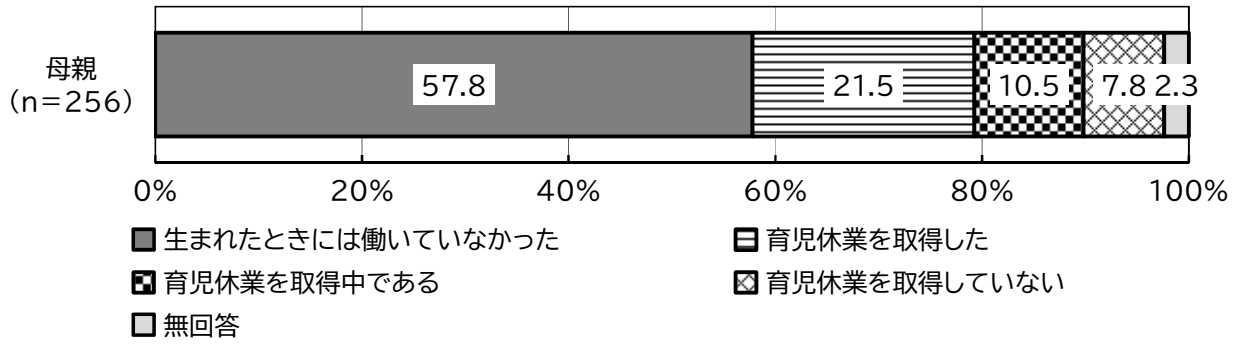

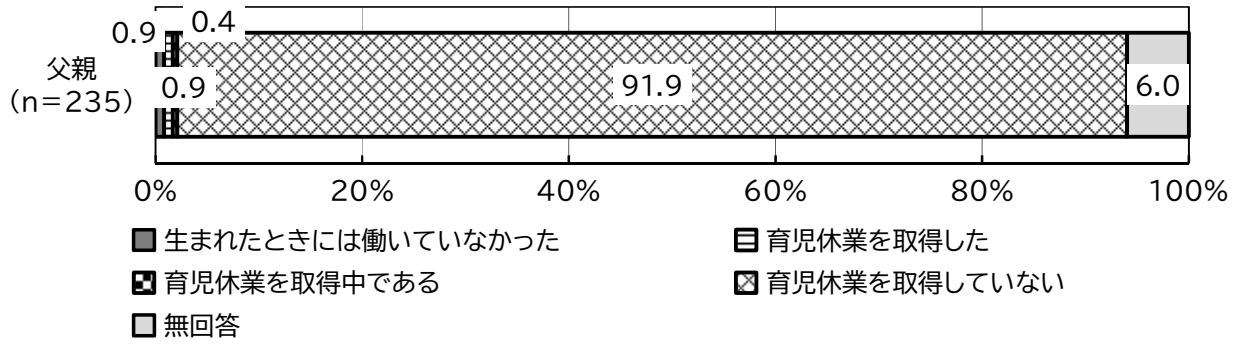

●職場復帰した時期

○母親が復帰した時期は、「１年６か月未満」が 40.0%と最も高く、次いで「１年未満」が 18.2%、「６か月未満」、「３年未満」がともに 10.9%の順です。

○希望の復帰時期は、「１年６か月未満」が 34.5%と最も高く、次いで「３年以上」が 29.1%、「３年未満」が 18.2%、「２年未満」が 9.1%の順です。

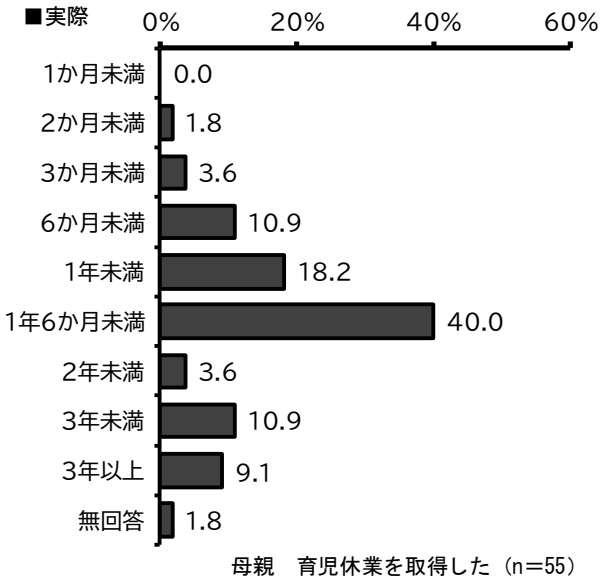

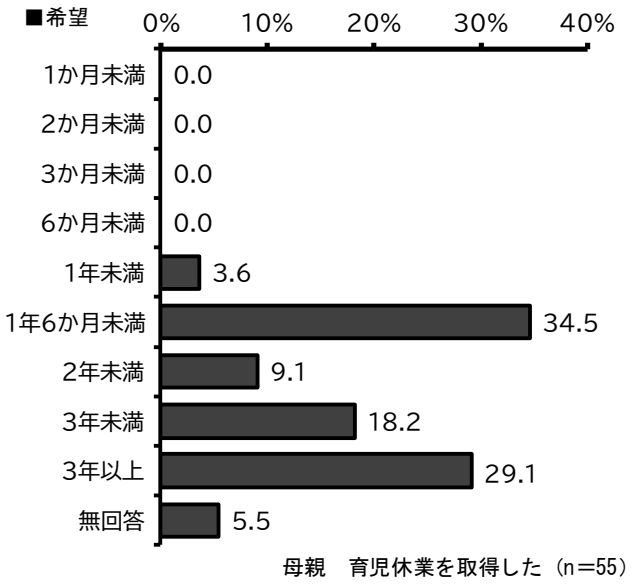

●職場復帰時期が希望と異なる理由

○母親の復帰時期が希望と異なる理由は、「職場の都合」が 63.9%と最も高く、次いで「家庭の都合」が 27.8%、「希望する保育園に入れなかったため」が 13.9%の順です。

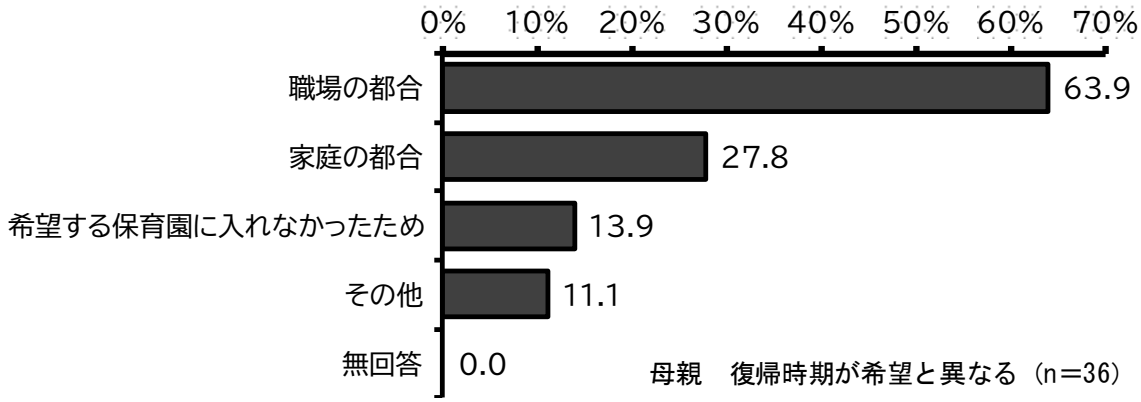

（5）幼稚園や保育所等の利用について

●平日の定期的な利用状況

○「認可保育園」が 28.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が 8.6%、「認定こども園」が 8.2%となっています。

○「利用していない」は全体では 35.0%、年齢区分別にみると、「０歳」では 80.5%、「1・2 歳」では 29.3%、「3～5歳」では 1.9%です。

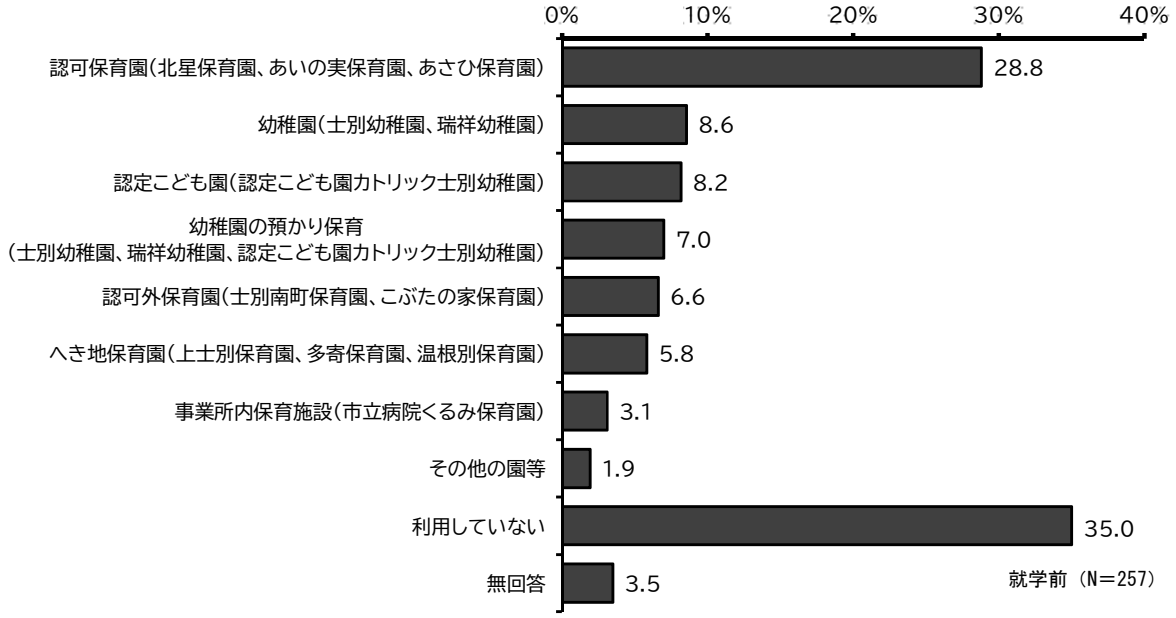

●平日の定期的な利用希望

○「認可保育園」が 47.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が 19.8%、「幼稚園の預かり保育」が 18.3%となっています。

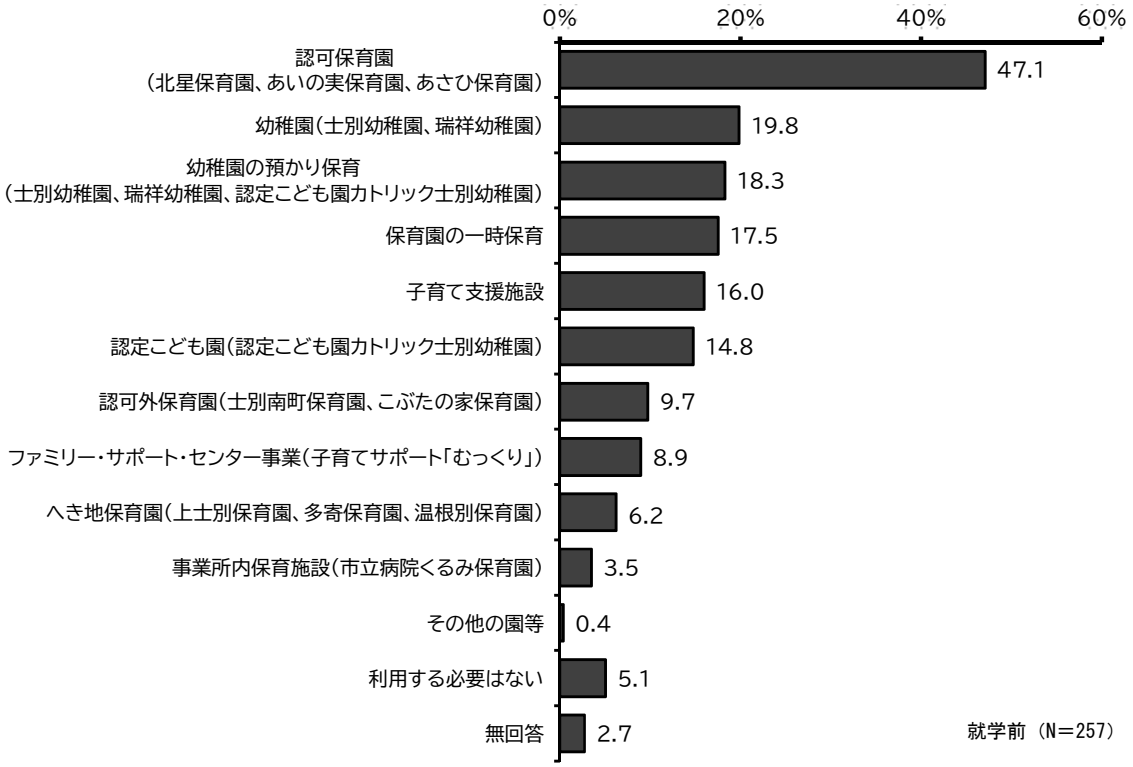

（6）放課後の過ごし方・放課後児童クラブの利用状況

●放課後の過ごし方

○小学生の放課後の過ごし方をみると、「自宅」が 69.0%と最も高く、次いで「習い事」が 35.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 32.7%、「児童館・児童センター」が 18.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 11.4%の順です。

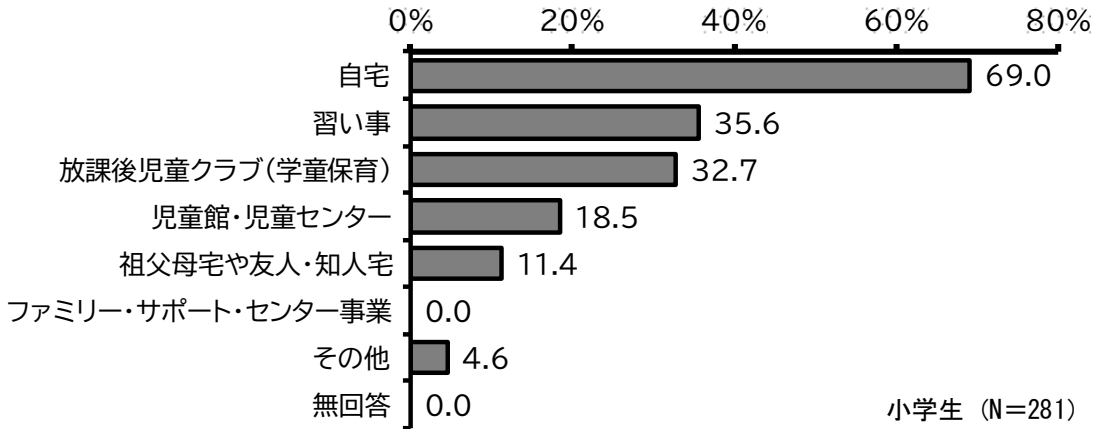

○児童館・児童センターの利用日数は、「５日」が 46.2%と最も高く、次いで「４日」が 26.9%、「１日」が 13.5%、「２日」が 7.7%の順です。

○放課後児童クラブの利用日数は、「５日」が 50.0%と最も高く、次いで「３日」が 17.4%、「４日」が 13%、「１日」が 6.5%の順です。

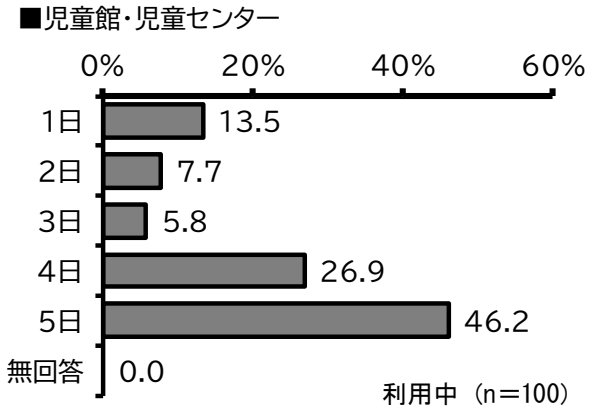

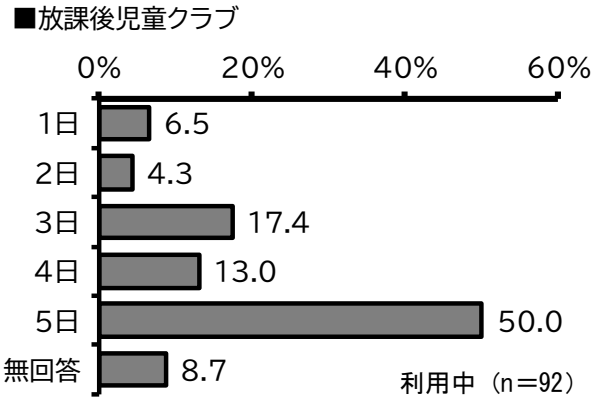

●放課後児童クラブの利用希望（平日）

○今後の「利用希望がある」は全体では 48.4%で、学年別にみると、「低学年（１～３年生）では 64.8%、「高学年（４～６年生）」では 20.0%です。

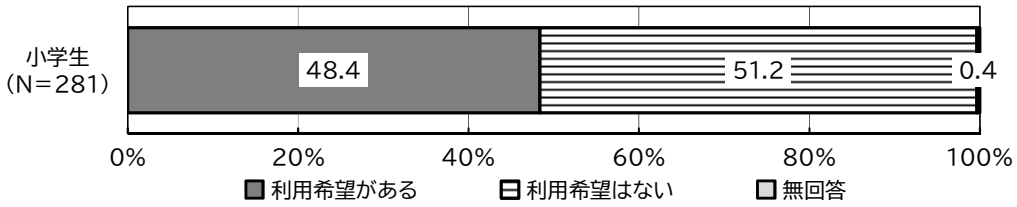

○なお、就学前の「小学校に入学したときは、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか」の問いでは、「放課後児童クラブ」が 70.0%と最も高くなっています。

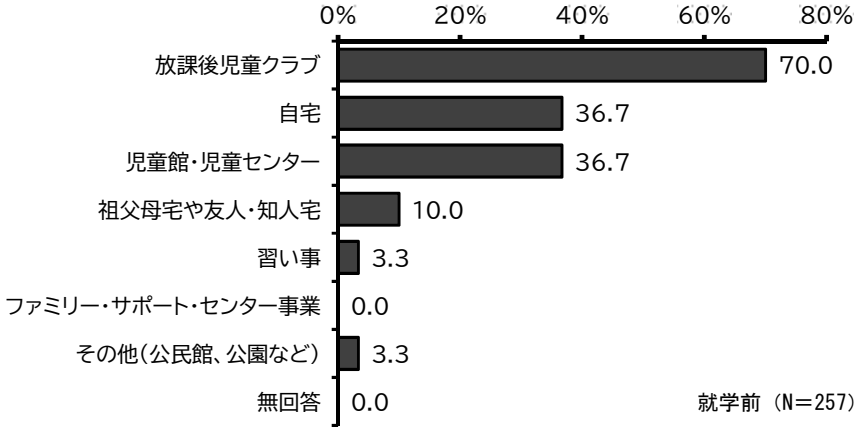

（7）一時預かり保育等の利用状況

●自宅で保育ができないときに子どもをみてもらえる人

○「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、就学前では 56.8%、小学生では 54.4%です。

○「いずれもない」は就学前では 20.2%、小学生では 12.8%です。

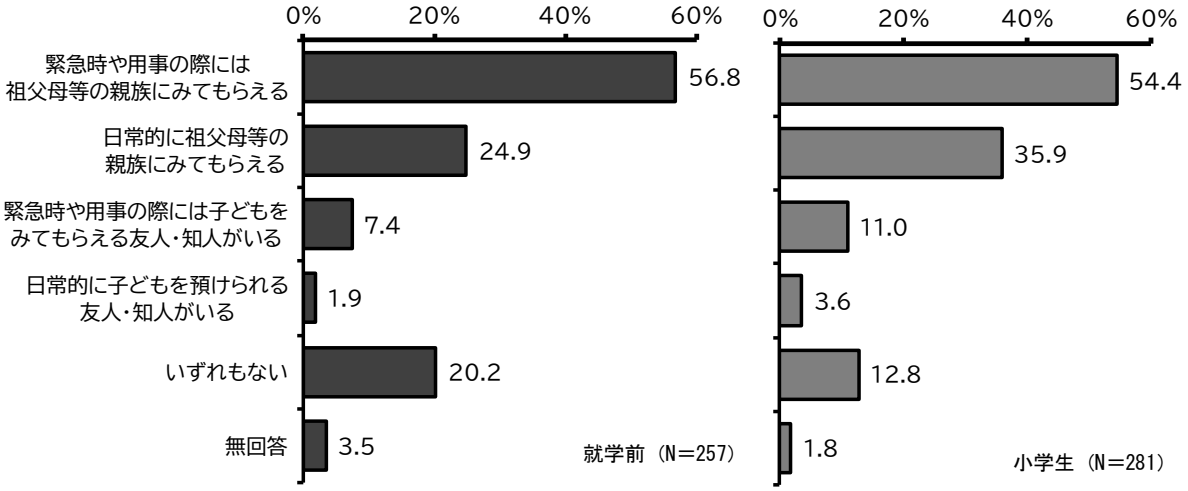

●一時預かり保育等の利用

○就学前では、「市立保育園の一時預かり」が 10.1%、次いで「幼稚園の一時預かり（不定期利用の場合のみ）」が 8.9%、「ファミリー・サポート・センター事業」が 4.7%、「認可外保育園（こぶたの家保育園）の一時保育」が 1.9%の順です。

○「利用していない」が就学前では 72.4%、小学生では 95.4%です。

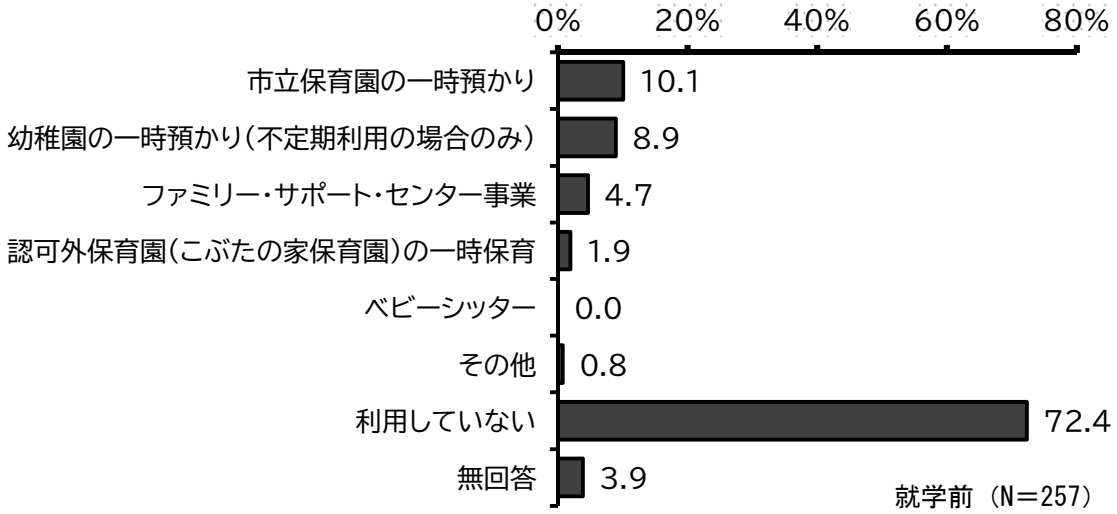

●ファミリー・サポート・センター事業の利用

○「利用（登録）していない。また、利用（登録）予定はない」の割合が最も高く、就学前では 57.2%、小学生では 78.3%です。

○「利用（登録）している」が就学前では 18.3%、小学生では 5.3%です。

○「利用（登録）していないが、利用（登録）したい」が就学前では 7.0%、小学生では 2.1%です。

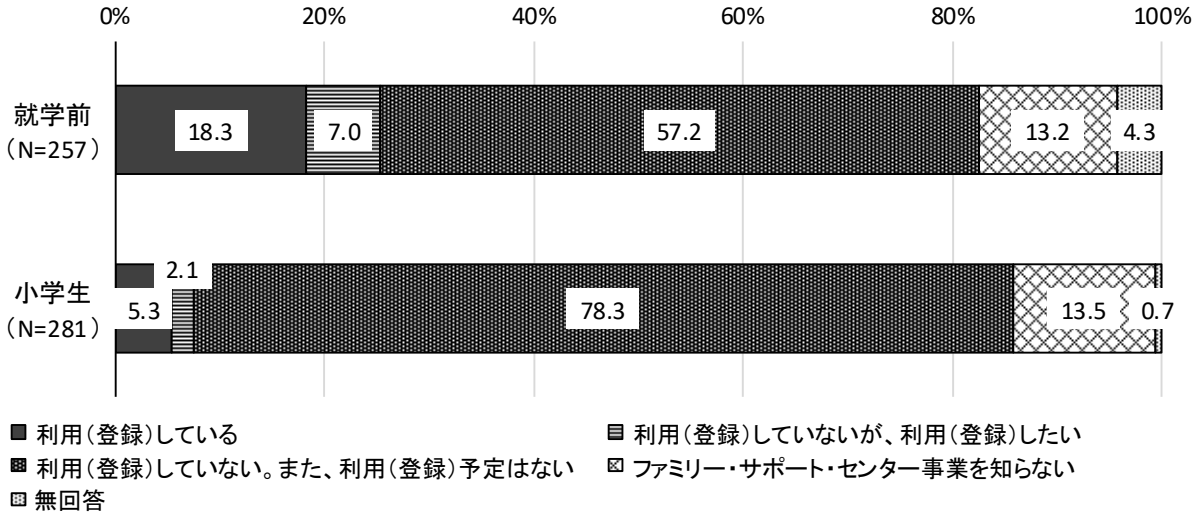

●病児・病後児保育の利用

○父親や母親が仕事を休むことが困難などの際、「病児保育があれば利用したかった」の割合は、就学前では 22.1%、小学生では 8.7%、「病後児保育をできれば利用したかった」は、就学前では 17.9%、小学生では 9.4%です。

○「利用したいと思わなかった」は、就学前では 74.7%、小学生では 86.6%です。

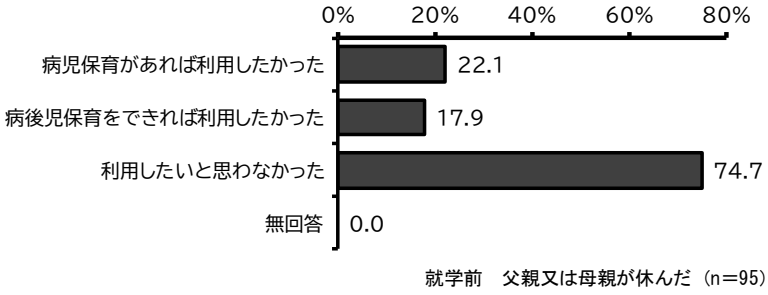

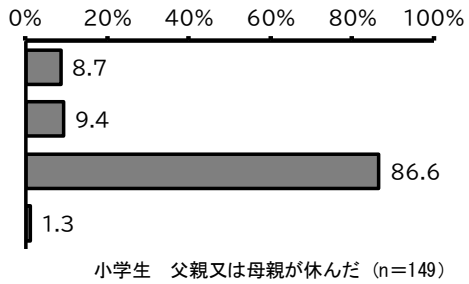

●病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由

○「親が仕事を休んで対応できる」の割合が最も高く、就学前では 60.6%、小学生では 73.6%となっています。次いで「子どもを他人にみてもらうのは不安」（就学前 32.4%、小学生 29.5%）、「病児・病後児保育についてよく知らない」（就学前 18.3%、小学生 14.7%）、「利用料がかかる・高い」（就学前 16.9%、小学生 10.9%）の順です。

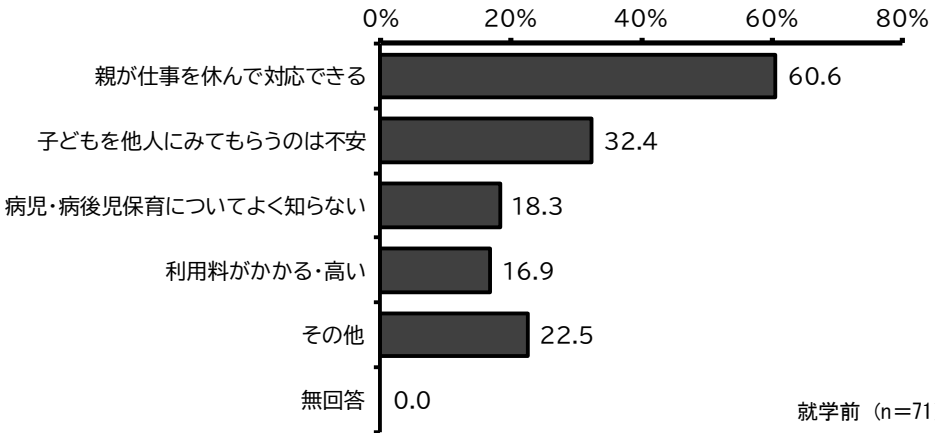

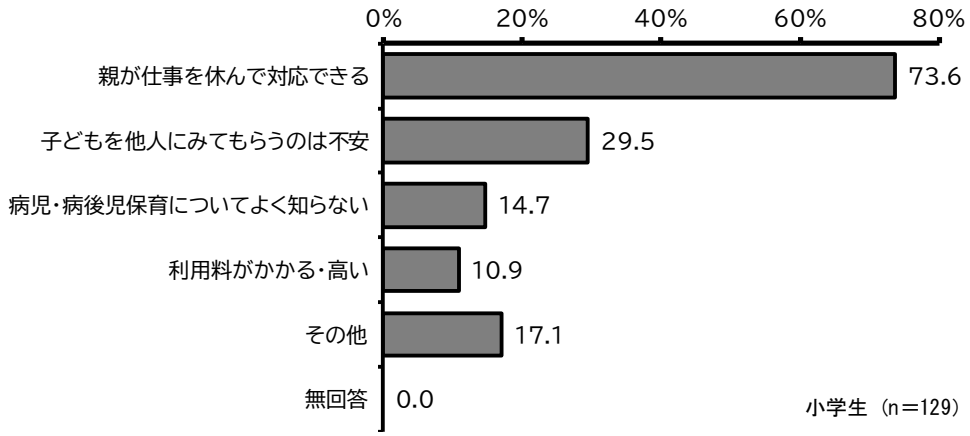

（8）市の子育て関連サービスについて

●子育て支援センター、つどいの広場の利用（就学前）

○『子育て支援センター「ゆら」』を利用している割合は全体では 33.1％で、年齢区分別にみると、「０歳」では 64.4％、「１・２歳」では 32.8％、「３～５歳」では 8.5％です。

○『つどいの広場「きら」、「きらあさひ」』は全体では 21.8％で、年齢区分別にみると、「０歳」では 39.1％、「１・２歳」では 20.7％、「３～５歳」では 8.5％です。

○「利用していない」は全体では 58.8％で、年齢区分別にみると、「０歳」では 26.4％、「１・２歳」では 56.9％、「３～５歳」では 85.8％です。

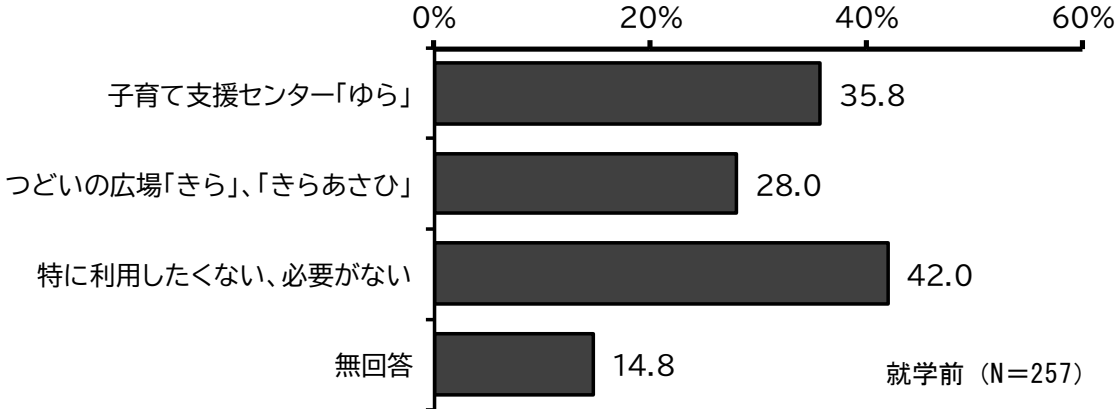

●児童館・児童センターの利用（小学生）

○「利用している」は全体では 39.1％で、学年別にみると、「低学年（１～３年生）」では 55.1％、「高学年（４～６年生）」では 11.0％です。

○利用日数は、「週５日程度（月 20 日以上）」が 48.2％と最も高く、次いで「週４日程度（月 16～19 日）」が 11.8％、「週３日程度（月 12～15 日）」が 10.9％の順です。

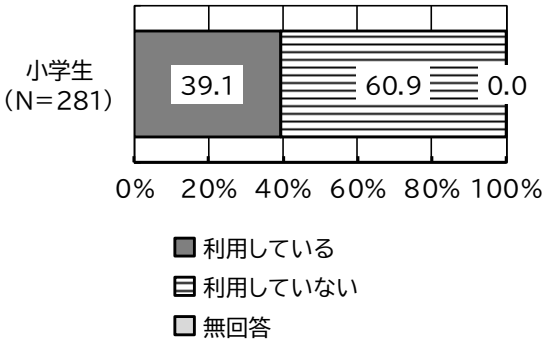

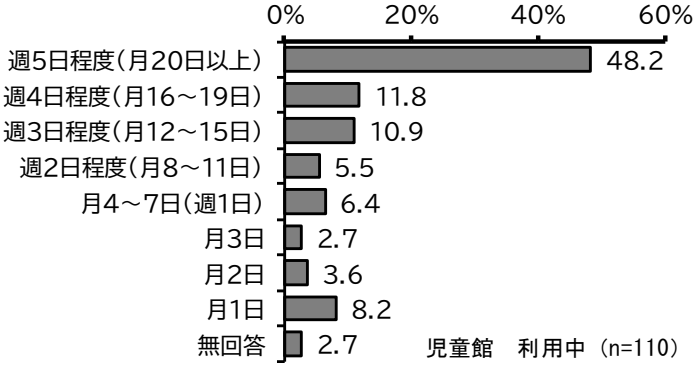

●子育てに関する事業やサービスの利用

○就学前で「利用したことがある」割合が高い事業やサービスは、『④子育て支援センター「ゆら」』が 72.0%、『③つどいの広場「きら」、「きらあさひ」』が 60.3%となっています。

○一方、「知らない」割合が高いのは、『②保育園や幼稚園の園庭等の開放』が 52.5%、『⑤家庭児童相談室』が 38.1%、『①保健センターの情報・相談サービス』が 30.7%となっています。

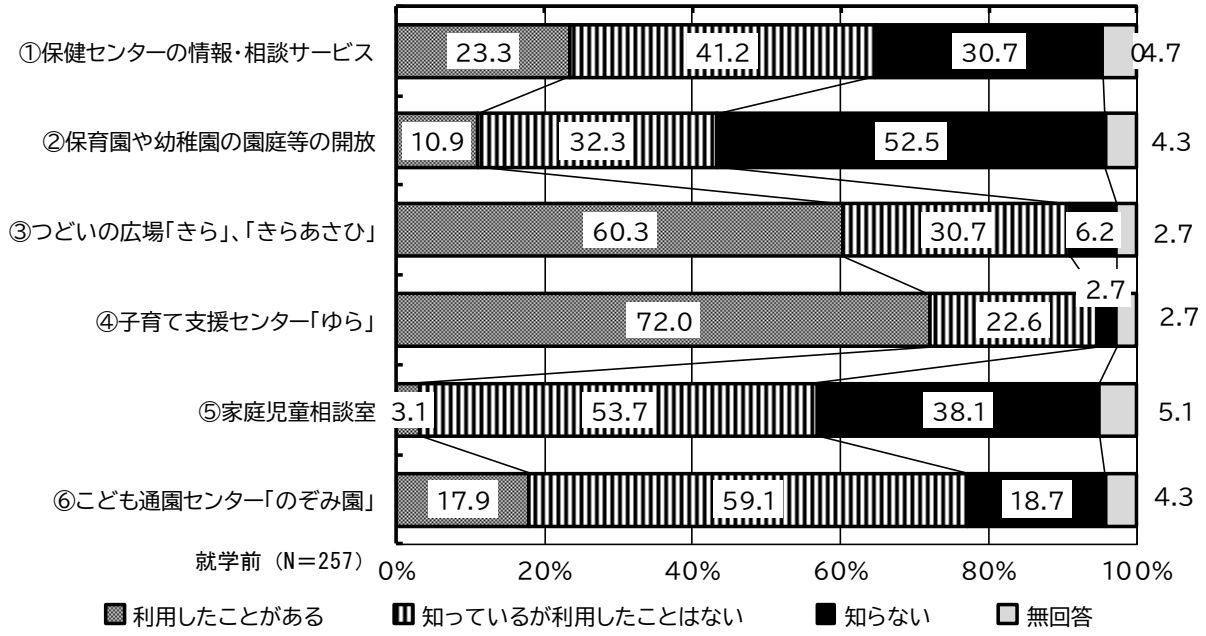

○小学生で「利用したことがある」割合が高いのは、『③児童館・児童センター』が 71.5%となっています。

○一方、「知らない」割合が高いのは、『①保健センターの情報・相談サービス』が 32.7%、『④家庭児童相談室』が 31.3%となっています。

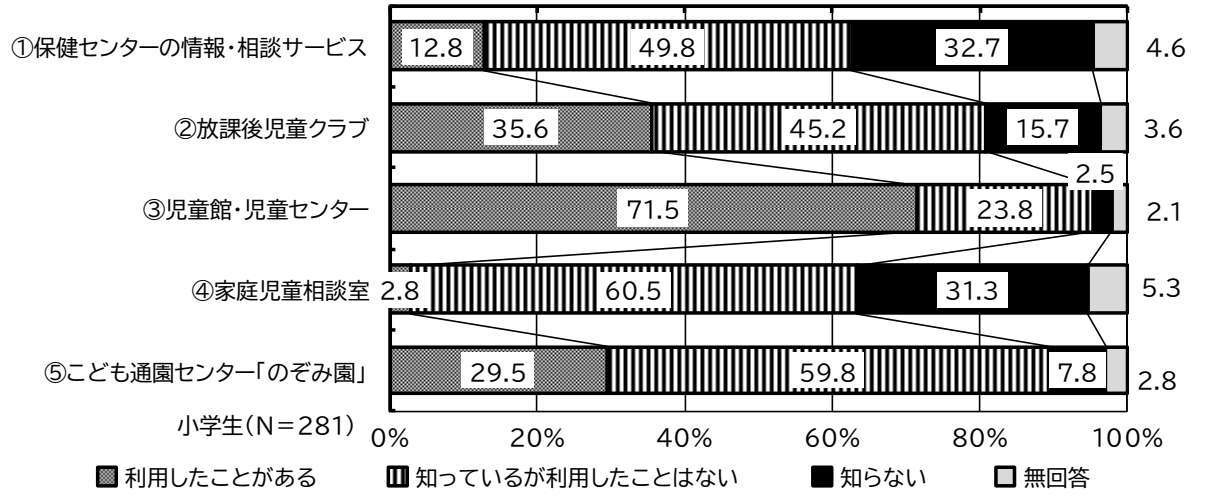

（9）子育ての不安や悩み

●子育てに関して悩んでいること気になること

○就学前では、「食事や栄養に関すること」が 29.6%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 27.2%、「子どもの教育に関すること（進路・進学・将来）」が 23.0%、「子どもとの時間を十分に取れない」が 22.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 19.8%、「仕事や自分のやりたいことができない」が 19.1%の順です。

○一方、「特にない」は 24.5%となっています。

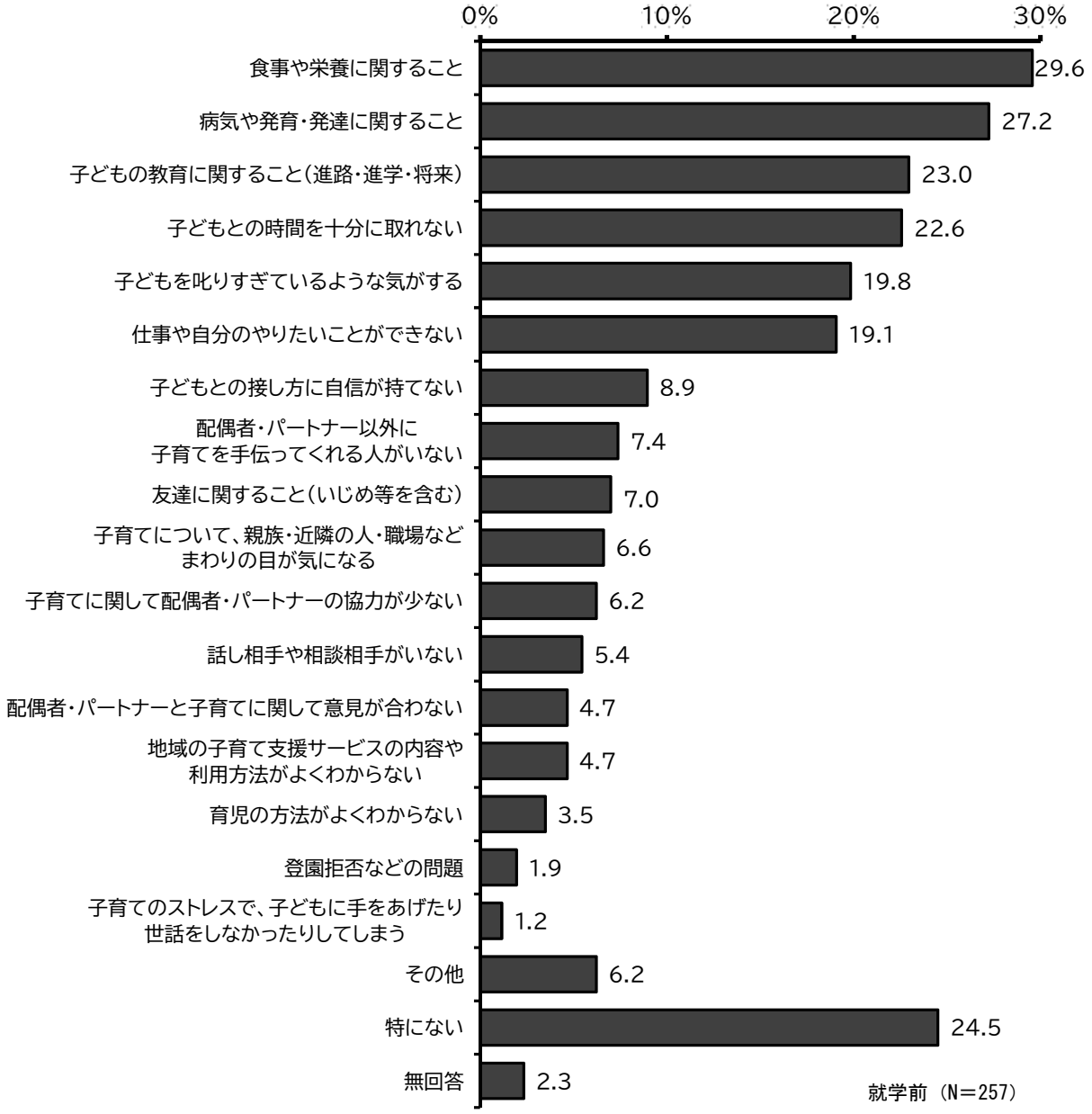

○小学生では、「子どもの教育に関すること（進路・進学・将来）」が 35.9%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」「子どもとの時間を十分とれない」がともに 20.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 19.9%、「友達に関すること（いじめ等を含む）」が 18.5%の順です。
○一方、「特にない」は 23.5%となっています。

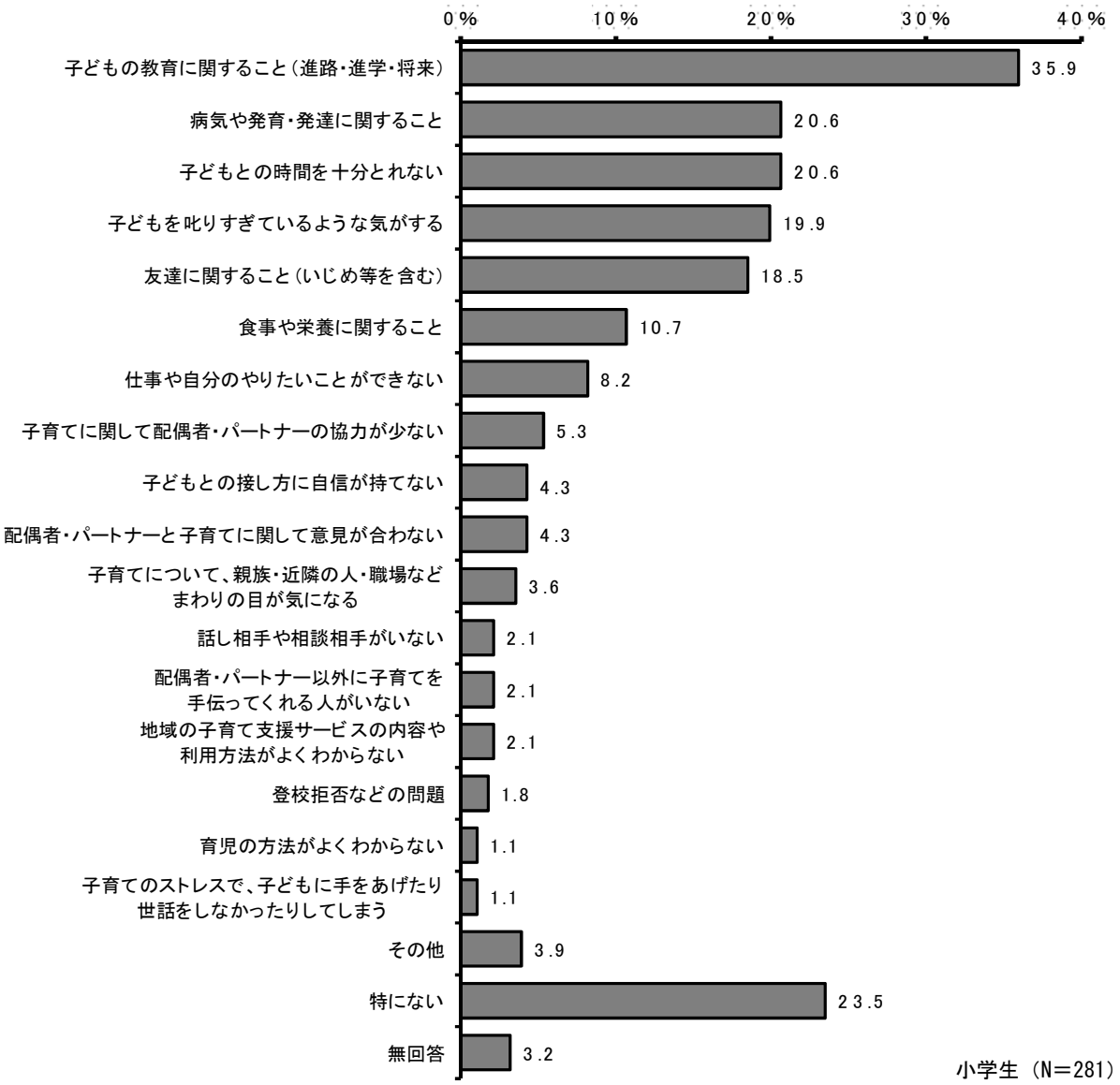

（10）士別市の子育て施策について

●子育てに関する情報の受け取り方法

○「市の広報」の割合が高く、就学前では 77.8%、小学生では 78.6%となっています。

○「保育園や幼稚園等からのチラシ」「学校からのチラシ」が就学前では 56.0%、小学生では 73.3%、「ＳＮＳ（フェイスブック、ＬＩＮＥなど）」が就学前では 43.6%、小学生では 33.1%の順です。

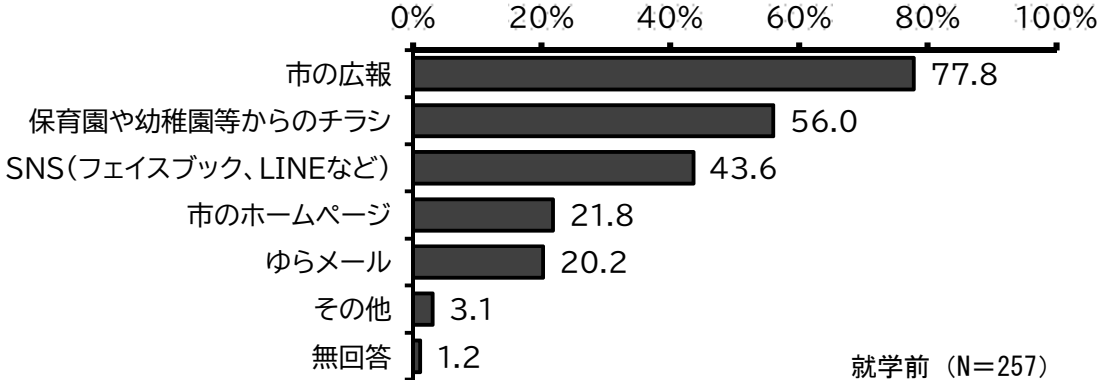

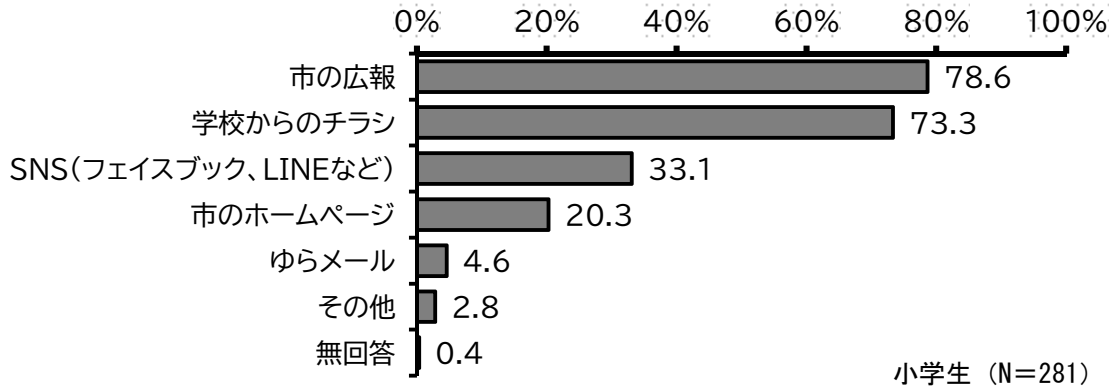

●市の子育てのしやすさ

○「そう思う」と「どちらかというとそう思う」を合わせた『思う』割合は、就学前では 66.5%、小学生では 68.0%です。

○一方、「どちらかというとそう思わない」と「そうは思わない」を合わせた『思わない』割合は、就学前では 24.6%、小学生では 22.4%です。

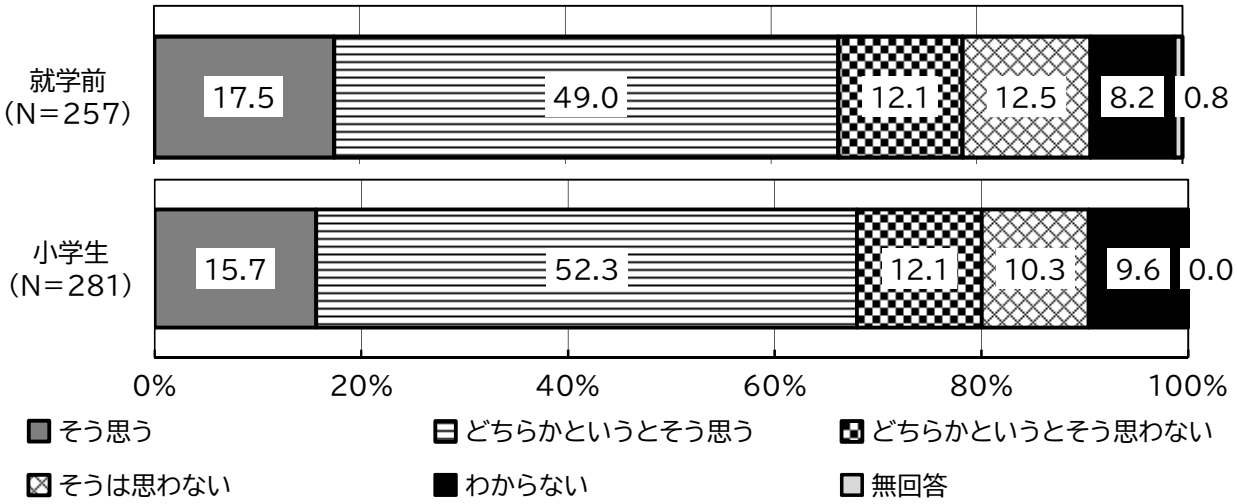

●子育てをしやすいまちづくりにするために重要なこと

○就学前では、「小児医療体制の充実」が 64.2%と最も高く、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」が 48.2%、「子育てへの経済的支援の充実」が 46.7%、「保育園・幼稚園・児童館等の充実」が 38.9%、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が 35.8%の順です。

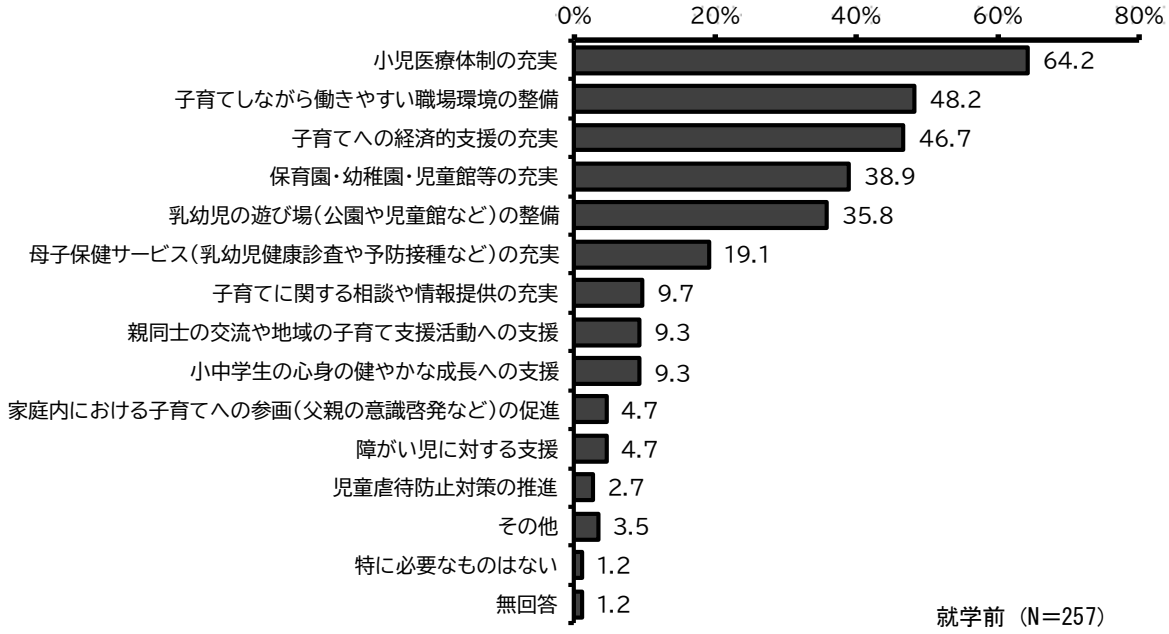

○小学生では、「小児医療体制の充実」が 62.6%と最も高く、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」「子育てへの経済的支援の充実」がともに 45.6%、「小中学生の心身の健やかな成長への支援」が 31.0%の順です。

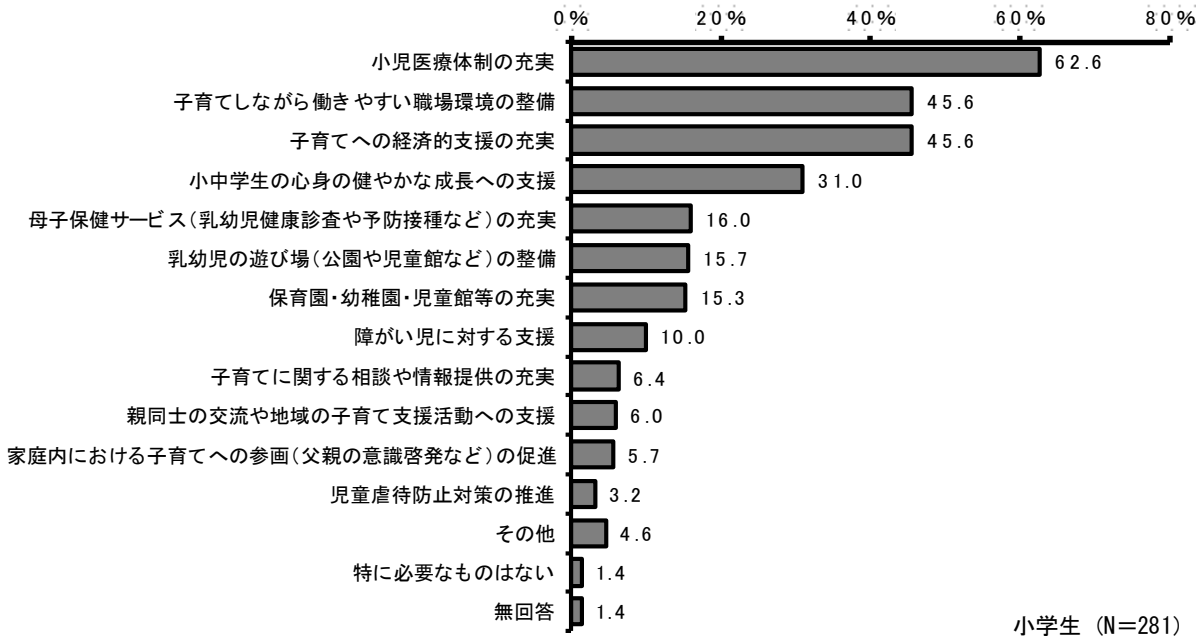

（11）アンケート調査からみえる課題

士別市の子どもをめぐる現状やアンケート調査から次のような課題がみえます。

①共働き世帯の増加

就労している母親の増加に伴い、共働き家庭が平成 25 年（2013）年度調査から増加しています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた広報・啓発など、男女がともに働きながら子育てがしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

②小児医療体制の充実

子育て全般について、「子育てをしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが重要か」に対し、「小児医療体制の充実」の割合が、就学前、小学生ともに６割を超えて高くなっています。

子どもの生命と健康を守り、安心して子育てができるようにするため、医療体制の確保や医療費の助成など小児医療体制の充実を図ることが課題となっています。

③子育てしながら働きやすい職場環境の整備

「小児医療体制の充実」に次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」を求める割合が高くなっています。

育児休業の取得の促進、短時間勤務制度の普及などにより、父親も母親もともに子育てをしながら、働き続けることができる職場環境の整備を推進していく必要があります。

④市の子育て支援サービスや相談窓口の広報・情報発信の強化

市の子育て支援サービスや相談窓口について「知らない」、「自分が利用できるのかわからない」の回答もあり、市民への周知を強化する必要があることが明らかになりました。

「子育てに関する施策をどのような方法で受け取りたいか」という問いでは、「市の広報」の割合が７割を超えて高くなっている一方で、保育所や幼稚園、学校からのチラシを希望する割合も高くなっています。

そのため、今後の子育て支援サービスや相談窓口の広報、情報発信のあり方について検討していく必要があります。

⑤病気や発育・発達に関すること

子育てに関する悩みとして、就学前、小学生ともに「病気や発育・発達に関すること」が高くなっています。

保健・医療・福祉、教育機関等との連携のもと、発達が気になる子どもを早期に発見し、適切な支援につなげていくための体制づくりはもとより、保護者の思いや願いに寄り添い、安心して子育てができるような支援が求められます。

第３章　子ども・子育て支援の基本的な考え方

１　基本理念

共に支え合う地域の子

子どもいきいき　家族いきいき

まちいきいき　ふれあいのまち

１－１　計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援は、児童の権利に関する条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会をめざすものであり、あわせて、子ども一人ひとりが本来もっている育つ力を伸ばすことにあります。一方、いつの時代であっても、保護者は子どもの健やかな成長を願うものであり、また社会全体の大きな願いでもあります。

本計画の基本的な考え方として、制度が変わっても、子育てをめぐる環境や基本的な考え方に大きな違いはないことから、第１期計画と同様に次世代育成支援行動計画の基本理念や基本目標を引き継ぎ、教育・保育環境、子育て支援体制の充実に努めていきます。

１－２　基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の６つの基本目標を掲げ、総合的に各種施策を推進します。

１　地域における子育て家庭への支援

○働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した市民が利用しやすい教育・保育サービスの充実に努めます。
○子育てサークル、保護者会、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域の社会資源や地域ごとの良さを生かした子育て支援サービスの充実に努めます。
○乳幼児期からの子育てを、保健・医療・福祉及び教育などの関係機関と家庭が連携し支援します。

２　世帯の状況に合わせた支援

○子育て家庭等が、不安や悩みを抱えて孤立することがないよう、家庭での養育・教育を支援します。また、障がい児のいる家庭やひとり親家庭を含めて、すべての家庭に対する子育て支援の充実に努めます。

３　職業生活と家庭生活との調和の支援

○子育て家庭が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現でき、子育てをしながら働き続けることのできる社会の実現に向けて、職場や家庭での取り組みを支援します。
また、子育て中の保護者が社会から孤立することなく、再就職に向けた準備などができるよう、支援します。

４　親と子どもの健康の確保・増進

○保健・医療・福祉や教育分野との連携のもと、母子保健施策を充実させるとともに、子どもや母親の健康の保持・増進を図ります。

５　一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進

○子どもの権利や意見の尊重、生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実に努めるとともに、次世代の親の育成などを通して、一人ひとりの子どもが、いきいきと輝くまちづくりを推進します。

６　安心して子育てできる環境づくり

○子どもが犯罪の被害者になることがないよう、防犯対策や交通安全対策を充実するとともに、防災への対応など、安全・安心なまちづくりを進めます。

２　施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
共に支え合う地域の子　子どもいきいき　家族いきいき　まちいきいき　ふれあいのまち	１．地域における子育て家庭への支援	１－１　保育サービスの充実
		１－２　就学児童の居場所づくり
		１－３　行政と市民による子育て支援の充実
		１－４　子育て交流の場づくり
		１－５　幼児教育の充実
		１－６　経済支援の充実
		１－７　家庭と関係機関の連携
	２．世帯の状況に合わせた支援	２－１　児童虐待防止対策の推進
		２－２　ひとり親家庭等の自立支援の推進
		２－３　障がい児支援施策の充実
		２－４　いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実
		２－５　子どもの貧困対策の推進
	３．職業生活と家庭生活との調和の支援	３－１　「仕事と子育ての両立」についての普及啓発
	４．親と子どもの健康の確保・増進	４－１　子どもや母親の健康の確保
		４－２　食育の推進
		４－３　歯科保健対策の充実
		４－４　母子保健医療の確保
	５．一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進	５－１　子どもの権利の推進
		５－２　子どもの生きる力の育成
		５－３　家庭や地域の教育力の向上
	６．安心して子育てできる環境づくり	６－１　安心して、遊び、生活することができる環境づくり
		６－２　子どもの交通安全の確保
		６－３　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第４章　子ども・子育て支援施策の展開

１　地域における子育て家庭への支援

１－１　保育サービスの充実

■方向性

○既存の施設や事業を活用し、多様な保育サービスを確保するとともに、保育の質の向上に向けた取り組みを推進します。

○保育士確保や待機児童の解消などに向けた保育環境の整備を進めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
通常保育事業	保護者の就労や疾病等により家庭において保育ができない場合、保護者に代わって保育を行います。（認可保育所、認可外保育施設）	保育推進課 こども・子育て応援課
幼稚園等における在園児の一時預かり事業	幼稚園等における教育時間終了後等の預かり保育を支援します。	幼稚園、認定こども園
保育所等における一時預かり事業	保護者の短時間就労や急な用事、リフレッシュ等に対応するために、認可保育所及び民間において実施します。	保育推進課 こども・子育て応援課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、民間における延長保育事業を支援します。	こども・子育て応援課
休日保育事業	日曜・祝日等の休日に保育が必要となる児童のため、民間における休日保育事業を支援します。	こども・子育て応援課
すくすく子育て支援事業	幼稚園や認定こども園、認可外保育所職員の研修会等への参加に要する旅費の一部を補助します。	こども・子育て応援課
研修会の実施	保育士、幼稚園教諭、学校教諭、その他教育関係者を対象にした市主催による研修会を開催します。	保育推進課
幼児教育・保育環境の整備	市内の幼児教育・保育環境の状況を共通認識できる体制をつくるとともに、課題等の解決に向けた意見交換を実施します。	こども・子育て応援課 保育推進課
保育士等確保対策事業	市内の幼稚園や保育所における保育士等の人材を確保するため、保育士等人材バンク制度を整備します。	こども・子育て応援課 保育推進課

１－２　就学児童の居場所づくり

■方向性

○放課後児童の健全育成を図るため、すべての児童が安心して過ごせる放課後等の居場所づくりを進めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
放課後児童クラブ	保護者が就労等により留守家庭となる小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。 士別小学校区、南小学校区、糸魚小学校区で実施します。 未実施の３小学校区については、放課後子ども教室、学童保育など既存の事業を活用し、１校区１居場所の確保に努めます。 特別な配慮を必要とする児童への対応では、保護者、教育委員会、児童相談支援センター虹や放課後等デイサービスセンター青空などと連携し、児童がいきいきと過ごすことができるよう支援します。	こども・子育て応援課
放課後子ども教室推進事業	教育委員会との連携により、小学校の余裕教室等を放課後の安心・安全な子どもの活動場所として提供し、勉強や文化活動、地域との交流活動等の取り組みを進めます。	こども・子育て応援課
児童館（児童センター）	地域における全ての子どもの居場所として、健全な遊びを指導し、健康の増進や情操豊かな心を育みます。 また、利用しやすい体制として、ランドセル来館を継続します。 あけぼの子どもセンターでは、中学生や高校生が、自ら企画・運営に参加する、中高校生事業を実施します。 ほくと子どもセンターでは、障がい児と健常児の共生を目指した支援に取り組みます。	こども・子育て応援課
放課後等デイサービスセンター事業	障がい児を対象に、放課後や学校の長期休業期間中に集団生活を行う機会と居場所を提供し、日常生活の自立支援や療育等を実施します。	こども・子育て応援課
職員の資質の向上	研修会等への参加を推進し、放課後児童支援員や児童厚生員など、職員の資質向上に努めます。	こども・子育て応援課

１－３　行政と市民による子育て支援の充実

■方向性

〇多様化する子育てニーズに対応するため、行政だけではなく、市民や民間と連携したサービスの提供に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしたい人（提供会員）と子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）の会員による組織で、一時的な子どもの預かりや送迎など、育児に関する援助活動を行います。 サポーター養成講座を開催し提供会員を養成します。	保育推進課
しべつ子育てネットワークの活動支援	子どもの健やかな成長を願い、地域の子育て中の家族と支援する地域住民や関係機関等が連携し、地域において、子育て・子育ち環境の向上に資する活動を幅広く行うための市内のネットワーク組織である「しべつ子育てネットワーク」の活動を支援し、市民との協働による子育て支援活動を実施します。	保育推進課

１－４　子育て交流の場づくり

■方向性

〇子育て中の親や子どもが気軽に集い、交流できるような場を提供し、子育てに伴う親の不安解消や負担軽減に努めるとともに、子育て家庭への育児支援の充実を図ります。

〇子育てや育児について、気軽に相談できる相手や仲間づくりできるよう、子育て中の親同士の交流や世代間交流の推進に取り組みます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
子育て支援センター「ゆら」	遊びの広場や育児相談、絵本の貸し出し、育児講座、講演会の他に、移動型・訪問型の子育て支援を実施します。	保育推進課
つどいの広場「きら」、きら「あさひ」	遊びの広場や育児相談、講演会等を実施します。	保育推進課
保護者会との連携	各保育所における保護者会等と連携し、保護者間の交流事業や研修会を実施します。	保育推進課
世代間交流の推進	近隣自治会、市内高齢者クラブや介護施設等に保育所の行事案内を行い、積極的に地域との交流を図ります。	保育推進課

１－５　幼児教育の充実

■方向性

〇幼児期における教育・保育から小学校教育へと、子どもたちの生活と学びが滑らかに接続できるよう、幼稚園や保育所、行政、学校関係者の連携強化を図ります。

〇子ども・子育て支援新制度に基づき、新制度に移行した幼稚園等に対し財政支援を継続します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
幼保小連携事業	就学前児童の校内見学や幼稚園教諭、保育士、学校教諭の情報交換会を実施します。	保育推進課
給食試食会の開催	入学予定児童を対象に、学校給食の試食会を実施します。	保育推進課
認可保育所	0、1、2 歳児は、家庭的な環境の中で、子どもの発達段階にあった遊びや様々な生活習慣を身につける育児を中心に行います。 3、4、5 歳児は、一人ひとりが主体的に遊ぶための環境を設定し、自発性・社会性を育む教育を行います。	保育推進課
認可外・へき地保育所	各園の特長や地域性を生かしながら、保育・教育が一体化した保育を行います。	こども・子育て応援課
幼稚園管理運営費補助金	幼稚園の管理運営費の一部を助成し、安定した施設運営を図ります。	こども・子育て応援課
施設型給付	子ども・子育て支援新制度に基づく給付費を支給し、施設運営の安定化を図ります。	こども・子育て応援課

１－６　経済的支援の充実

■方向性

〇児童手当等の給付制度に加え、乳幼児等医療費助成制度をはじめとした市の単独支援制度を継続し、子育て世帯の経済的支援や負担軽減に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
乳幼児等医療費助成制度	子育て家庭への経済的負担を軽減するため、中学生以下の入院・外来医療費自己負担額の無料化を継続します。	市民課
幼児教育・保育の無償化	3 歳～5 歳までのすべての子どもと 0～2 歳の住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、認定こども園、保育所の保育料を無償とするほか、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の利用料について、保育の必要性の認定を受けた場合、利用料を無償とします。	こども・子育て応援課 保育推進課
子育て支援パスポート事業	妊娠中の方、及び中学生までの子どもがいる家庭に対して「子育て支援パスポート」を配布します。パスポートを提示することにより、協賛店舗から割引等の特典を受けることができる事業を実施します。	こども・子育て応援課
特別保育推進事業	就業等によって、保育所等の開所時間外に保育が必要な場合等の利用料金の一部を助成し、保護者の負担軽減を図ります。	こども・子育て応援課
就学援助事業	経済的理由によって就学困難な児童生徒に、学校の教育活動に必要な費用（学用品費、給食費、通学費など）を援助します。	学校教育課
士別市児童生徒大会参加交通費助成制度	スポーツ少年団や小中学校の児童・生徒が、部活動等で各種大会に参加する際に利用する交通費（バスなど）の一部を助成します。	合宿の里・スポーツ推進課

１－７　家庭と関係機関の連携

■方向性

〇乳幼児期からの子育てを、保健、医療、福祉及び教育などの関係機関が家庭と連携し応援します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
士別市子育て応援ファイル「すくらむ」の活用事業	乳幼児健診などの機会に保護者に配布し、家庭と関係機関の連携のもと、子育てを応援するツールとして活用します。	学校教育課 保健福祉センター
子育て世代包括支援センター運営事業	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健福祉センターと子育て支援センター「ゆら」が連携し、子ども及び保護者、妊産婦等に必要な支援を実施します。	保健福祉センター 保育推進課

２　世帯の状況に合わせた支援

２－１　児童虐待防止対策の推進

■方向性

○児童福祉機関、保健医療機関、教育機関等の関係機関と連携し、児童虐待の発生予防から保護、支援体制の整備、未然防止に向けた啓発活動など、児童虐待防止対策の充実に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
士別市ＤＶ等暴力被害者支援連絡会議	ＤＶ等暴力被害者に対し、関係機関が連携して支援を行います。 ＤＶ等をなくすための周知や啓発活動に努めます。 市に設置しているＤＶ相談専用電話を始め、各種相談窓口に関する情報発信を行います。	地域包括ケア推進課
士別市要保護児童対策地域協議会	児童相談所や警察等の関係機関・団体と連携を図り、早期発見・早期解決に努めます。 代表者会議の開催、個別ケース検討会議を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。 オレンジリボン運動を実施し、子どもの虐待防止の周知に努めます。	こども・子育て応援課
家庭児童相談室	家庭相談員を中心に、児童虐待や子どもに関する相談体制を充実し、児童虐待等の未然防止に努めます。 相談専用電話やメールを設置するなど、相談しやすい体制の整備と家庭児童相談室の周知を図ります。	こども・子育て応援課

２－２　ひとり親家庭等の自立支援の推進

■方向性

〇ひとり親家庭等の生活の安定に向けて、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な支援を実施していきます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の 18 歳以下の児童がいる世帯の医療費の一部を助成します。大学等に在学などの場合は 20 歳に達する月の月末までが対象となります。	市民課
母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の自立に必要な職業能力の向上や求職活動等に関する情報提供と相談指導等の支援の充実を図ります。	こども・子育て応援課
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母のどちらかと生計を同じくしていない児童（18 歳に達した以降の最初の３月 31 日までの児童。特例で、障がいのある人は 20 歳未満まで）を養育している父もしくは母などに支給します。	こども・子育て応援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	就業のための資格取得などの教育訓練を受講する場合に支払った経費の一部を助成します。	こども・子育て応援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、児童福祉の増進を図るため、無利子または低利子で各種資金の貸付を行います。	こども・子育て応援課
ひとり親家庭等児童入学資金支給事業	ひとり親家庭等の児童が小学校、高校、大学等に入学する際に、資金の一部を支給します。	こども・子育て応援課
ひとり家庭親等交通費支援事業	ひとり親家庭等の児童が士別市立病院小児科の診療時間外及び休診日において、名寄市立総合病院を受診する際に交通手段としてハイヤーを利用した場合の交通費を支援し、通院に要する保護者の負担の軽減を図ります。	こども・子育て応援課
高齢者等入浴料助成事業	高齢者やひとり親世帯、心身に障がいのある方などを対象に、いきいき健康センター、朝日地域交流施設「和が舎」の入浴料の助成を行います。	介護保険課 朝日支所地域住民課

２－３　障がい児支援施策の充実

■方向性

○障がい児の健全な発達と自立を促すために、障がい児や発達が気になる子どもについては、出生後から密接な関わりをもち、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない支援が行われるよう、保健・医療・福祉、教育機関等との連携のもと、支援体制や療育体制の充実を図ります。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
児童相談支援センター「虹」	発達を中心とする児童相談をはじめ、福祉サービスの情報提供や、サービスを利用する際に必要な障がい児支援利用計画等の作成を行います。	こども・子育て応援課
こども通園センター「のぞみ園」	就学前の児童を中心とした児童発達支援や相談支援、専門支援事業、健診事業や特別支援教育等、関係機関との連携や訪問等を実施します。	こども・子育て応援課
放課後等デイサービスセンター「青空」	放課後や学校の長期休業期間中に、集団生活を行う機会と居場所を提供し、日常生活の自立支援や療育等を実施します。	こども・子育て応援課
重症心身障がい児等通園送迎事業	在宅の重症心身障がい児（者）が、日常生活動作や運動機能等に関わる訓練指導など、必要な療育を受けるため北海道療育園に通園する際の交通費を支援します。	福祉課
関係機関との連携	児童相談支援センター「虹」やこども通園センター「のぞみ園」、放課後等デイサービスセンター「青空」の支援指導体制を充実し、専門機関や保健福祉センター、保育所や幼稚園、学校等との連携強化のもと、支援体制の充実を図ります。	こども・子育て応援課
自立支援協議会の推進（障がい児・者）	障がい者支援の検討機関として、障がい者とその支援団体からなる「自立支援協議会」を設置しています。また、協議会の中に専門部会（相談支援部会、子ども部会、重症心身障がい児・者部会、就労支援部会）を置き、部会ごとに福祉課題を共有し解決へ向けての活発な協議を行っており、今後も障がい者への総合的な支援に取り組みます。	福祉課 こども・子育て応援課 保育推進課
障がい児保育事業	認可保育所等における障がい児保育を実施します。	保育推進課

２－４　いじめ問題と不登校児童生徒に対する指導体制の充実

■方向性

〇いじめや不登校等の問題を抱える家族や本人からの多様な相談に対応し、きめ細やかな支援が可能となるよう、関係機関と連携を図りながら相談支援体制の充実に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
士別市いじめ防止基本方針の策定	国の「いじめ防止対策推進法」や北海道の「いじめの防止等に関する条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」の内容を踏まえ、「士別市いじめ防止基本方針」を策定しています。方針に基づき、学校・家庭・教育委員会・関係機関等の連携のもと、初期段階からの状況把握や対応に努めます。	学校教育課
不登校・いじめ問題等対策連絡会	不登校・いじめ問題等の解決、並びに防止のため、必要な事項について協議します。	学校教育課
心の教室相談員の配置	市内４校に相談員を配置し、児童生徒が抱える学校生活や日常の悩みや困りごとの相談に応じます。	学校教育課
青少年相談員の配置	社会教育課に相談員を配置し、毎週月～金曜日の午後１時から５時までの間、電話や面談での相談を受け付けています。 また、時間外対策として、「のぞみの電話」の留守番電話と「のぞみのメール」で相談ができる環境をつくります。	社会教育課
適応指導教室（愛称：ウィズ）	小中学校に登校できず家庭で過ごしている不登校の児童生徒を受け入れ、児童生徒の心情や悩みを受け止め、社会的な自立や学校復帰をめざして、家庭や学校と協力して支援を行います。	学校教育課

２－５　子どもの貧困対策の推進

■方向性

〇令和元（2019）年６月 12 日には、子どもの貧困の解消に資することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年６月 26 日法律第 64 号）」が改正され、同法第９条第２項に市町村における対策計画の策定が努力義務として明記されました。今後、大綱及び北海道子どもの貧困対策推進計画を踏まえつつ、本市における子どもの貧困の実態把握に努め、適切な支援の実施に向けた取り組みを進めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
子どもの貧困全国調査	今後、国で実施するとされている全国調査をもとに、本市における子どもの貧困の実態把握に取り組みます。	こども・子育て応援課 福祉課 学校教育課
生活困窮者自立相談支援事業、母子・父子自立支援事業	（支援体制の強化） 生活困窮者自立相談支援員や母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につながるよう相談支援を行います。	福祉課 こども・子育て応援課
子育て世代包括支援センター運営事業 【再掲	（生活の安定に資するための支援） 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健福祉センターと子育て支援センター「ゆら」が連携し、子ども及び保護者、妊産婦等に必要な支援を実施します。	保健福祉センター 保育推進課
幼児教育・保育の無償化 【再掲】	（教育の支援） 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育の無償化を適切に実施します。	こども・子育て応援課 保育推進課
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業 【再掲】	（保護者に対する就労支援） 就業のための資格取得などの教育訓練を受講する場合に支払った経費の一部を助成します。	こども・子育て応援課
児童手当・児童扶養手当支給事業	（経済的支援） 児童手当・児童扶養手当制度を適切に実施します。	こども・子育て応援課
就学援助事業 【再掲】	（教育費負担の軽減） 経済的理由によって就学困難な児童生徒に、学校の教育活動に必要な費用（学用品費、給食費、通学費など）を援助します。	学校教育課

３　職業生活と家庭生活との調和の支援

３－１　「仕事と育児の両立」についての普及啓発

■方向性

○育児休業の取得や育児中の短時間勤務など、子育てしやすい職場環境づくりを進めるために、関係機関や企業等との連携強化に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
男女共同参画の推進	男性の子育てや家事などへの参画をより進め、男女が共に仕事と家庭生活を両立することができる社会の実現に向けた啓発や取り組みを進めます。	企画課
育児休業制度等の普及・啓発の推進	育児休業制度や育児時間制度についての情報提供や広報活動を進め、事業主や企業、従業員等に対する普及・啓発に努めます。	商工労働観光課
職場環境づくりの促進	育児休業制度や育児時間制度の活用促進など、子育てしやすい職場環境づくりの普及・啓発の強化を図ります。	企画課 商工労働観光課

４　親と子どもの健康の確保・増進

４－１　子どもや母親の健康の確保

■方向性

○母親の心身の健康を保持し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備や育児支援を図るとともに、すべての子どもたちが健康的な生活を送ることができるよう成長・発達の支援に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
妊婦健康相談	母子健康手帳の交付をはじめ、妊娠中の健康相談や栄養相談等を実施します。	保健福祉センター
妊婦一般健康診査等受診票の交付	妊婦一般健康診査（14回）や超音波検査（6回）の健診料を助成します。	保健福祉センター
マタニティスクールの開催	妊娠・出産・育児等に関し必要な知識の習得を図るための情報提供や父母同士の交流促進に努めます。	保健福祉センター
子育て世代包括支援センター運営事業【再掲】	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健福祉センターと子育て支援センター「ゆら」が連携し、子ども及び保護者、妊産婦等に必要な支援を実施します。	保健福祉センター 保育推進課
こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問含む）	乳児のいる家庭を保健師が訪問し、子育てに関する情報の提供や養育環境等の把握、養育相談、指導等を実施します。	保健福祉センター
マタニティ DAY	妊娠中から気軽に遊びにきてもらえるよう、子育て支援センター「ゆら」で、０歳児の集まる日に合わせて月１回開催します。育児に関するミニ講座を開催します。	保育推進課
プレパパ妊婦体験	子育て支援センター「ゆら」で、プレパパの妊婦体験や赤ちゃん人形を使った抱っこ体験を実施します。	保育推進課
産婦健康診査・産後ケア事業	出産後の母親に対し、産婦健康診査を実施し産後うつの予防を図るとともに、母乳育児や授乳についての助産師による指導を通じて、安心して子育てができる支援体制を確保します。	保健福祉センター
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を保健師が訪問し、具体的な養育に関する指導や助言を行います。	保健福祉センター

具体事業	取り組みの内容	担当課
赤ちゃん広場の実施	生後１～３ヵ月の乳児と保護者を対象に、保健師から子どもとの基本的なふれあいや関わり方についてアドバイスと保育士による遊びの紹介などを行います。また、父母同士の情報交換や交流促進の場となるよう努めます。	保健福祉センター
股関節脱臼検診	生後３、４ヵ月の乳児を対象に、股関節の疾病の早期発見のための検診を実施します。	保健福祉センター
乳幼児健診及び乳幼児相談	生後４ヵ月から３歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の確認、医師の診察、歯科診察、栄養相談や育児相談等を実施します。	保健福祉センター
育児相談	子育て支援センターや保健福祉センター、保育所、幼稚園等との連携のもと、面接や電話、訪問等による育児相談を実施します。	保育推進課 保健福祉センター
予防接種の周知	ＢＣＧ・四種混合等の予防接種に関わる適切な接種時期の周知に努めます。	保健福祉センター

４－２　食育の推進

■方向性

○市民が生涯にわたって「食」に関心をもち、健やかな「体」と豊かな「心」を育むとともに、食の魅力があふれる「まちづくり」をめざし策定された、「士別市食育推進計画」に基づき、関係機関、団体と連携を図りながら、食育を推進します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
マタニティスクールでの講話	食事記録の栄養価計算結果を活用した講話やバランスの良い食事の調理実習、個別相談などを実施します。	保健福祉センター
乳幼児健診での栄養相談	離乳食や幼児食の進め方や作り方などの栄養相談を実施します。	保健福祉センター
離乳食教室の開催	概ね生後４ヵ月から１０ヵ月の乳児の保護者を対象とした離乳食の調理実習や、試食、講習を行います。	保健福祉センター
しっかり野菜349ｇ（サフォーク）レシピの紹介	毎月19日（食育の日）に市フェイスブックで「食育の日につくろう　しっかり野菜サフォーク（349ｇ）レシピ」として、おすすめレシピをご紹介します。	保健福祉センター

４－３　歯科保健対策の充実

■方向性

○１歳６ヵ月児健診や３歳児健診において、食生活の改善とともに、早期から歯の健康意識を高める取り組みを行います。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
マタニティスクールでの健診・指導	歯科健診やブラッシング指導により、むし歯と歯周病予防に努めます。	保健福祉センター
10 ヵ月児健診	10ヵ月健診時に歯科衛生士による歯科相談を実施することにより、むし歯予防への動機づけや定期的な歯科検診受診勧奨を行います。	保健福祉センター
１歳６ヵ月児及び３歳児健診	１歳６ヵ月児健診、３歳児健診時に歯科検診・歯科相談を実施することにより、むし歯予防の意識を高めるとともに、必要な場合には早期治療を勧奨して、むし歯の重症化を防ぎます。また、むし歯の原因ともなるおやつの種類や量、時間帯など、望ましい食生活習慣を確立するために栄養相談を実施します。	保健福祉センター

４－４　母子保健医療の確保

■方向性

〇子どもの生命と健康を守り、母親が安心して子育てできるよう、広域的な連携を進めながら、周産期[1]医療や小児医療の確保に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
小児医療の確保	上川北部圏域としての小児科医療のため、センター病院である名寄市立総合病院に小児科医を集約し、外来・入院ともに24時間体制を確保しつつ、士別市立病院では名寄市立病院からの出張医による平日の外来診療を行います。	士別市立病院
妊婦エントリーネットワーク事業	妊婦がかかりつけ医療機関や母体の情報を事前に市に届け出し、その情報を消防署に提供することにより、妊婦に緊急事態が発生し救急車を利用する際に、119番通報・かかりつけ医療機関との連絡に要する時間が短縮し、出産の不安軽減を図ります。	保健福祉センター
妊産婦交通費助成事業	妊産婦の健康診査や出産にかかる交通費の一部を助成します。	保健福祉センター
ひとり親家庭等交通費支援事業【再掲】	ひとり親家庭等の児童が士別市立病院小児科の診療時間外及び休診日において、名寄市立総合病院を受診する際に交通手段としてハイヤーを利用した場合に限り、通院に要する交通費を支援し保護者の負担の軽減を図ります。	こども・子育て応援課

[1]周産期：妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。
周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されています。

５　一人ひとりの子どもがいきいきと育つことのできるまちづくりの推進

５－１　子どもの権利の推進

■方向性

○平成 25 年４月に施行した「士別市子どもの権利に関する条例」に基づく、「士別市子どもの権利に関する行動計画」を推進します。

○子どもの意見表明や参加を促進するとともに、権利侵害に対する迅速で適切な相談や救済体制の充実、子どもの権利に関する理解促進を図ります。

■具体事業一覧.

具体事業	取り組みの内容	担当課
子どもの権利の周知と学習支援	子どもに関わるイベントや学校行事を通じて、子どもの権利に関する理解を深めます。また、ホームページや広報による情報提供や周知に努めます。 学校における朝の会や帰りの時間、学級活動や道徳などの授業を通じて、子どもの成長過程に合わせた権利を学ぶ学習を進めます。	こども・子育て応援課 各学校
子どもの意見表明・参加の促進	子どもが関係する施策等における、子どもの参加や意見発表する機会を保障するとともに、参加しやすい体制をつくります。 子ども夢トークや子ども議会を実施します。	こども・子育て応援課 中央公民館
子どもの権利侵害に関する相談・救済	救済委員会を設置し、権利侵害に関する相談・救済体制の充実を図ります。 家庭児童相談室などの相談機関が、子どもにとって相談しやすい場所となるよう、相談体制の充実に努めるとともに、相談機関についての周知を図ります。	こども・子育て応援課

５－２　子どもの生きる力の育成

■方向性

○多様な学習機会や体験機会を充実し、次世代を担う子どもたちの育成に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
子ども議会	市内中学生のまちづくりへの興味・関心を育み、子どもの自由な発想を生かした意見・要望を市政に反映します。	中央公民館

具体事業	取り組みの内容	担当課
こども夢トーク	子どもたちが描くアイデアや意見を市長と語り、未来に希望が持てるまちづくりを進めるとともに子どもたちのまちづくりへの参画意識を高めます。	中央公民館
職場体験の実施	中学生や高校生を対象に、病院や保育所等での職場体験を実施します。	各学校
あけぼの子どもセンター中高生事業	あけぼの子どもセンターに子ども委員会を設置し、中高生による自主企画の取り組みを推進します。	こども・子育て応援課

５－３　家庭や地域の教育力の向上

■方向性

〇家庭における教育のあり方や子どもを育てる地域の役割の重要性を認識し、地域と家庭が連携しながら家庭教育と地域教育力の資質向上に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
家庭教育推進事業	子どもたちの望ましい生活習慣の定着を図るため、学校（保育所・幼稚園含む）・家庭・地域と連携し情報提供を行うなど、家庭教育の普及啓発に努めます。	中央公民館
ブックスタート事業	出生後の最初の検診時と３歳になったときに絵本をプレゼントし、絵本を通して子どもの心の安らかな発達と子育てを楽しめる育児環境づくりを進めます。	市立図書館
移動型「ゆら」の実施	子育て支援センターの職員が自治会館や施設へ出向き地域での交流の場としての活用や地域との交流の拡大を図ります。	保育推進課
土曜子ども文化村	文化活動やキャリア教育活動などを通して、子どもたちに豊かで有意義な土曜日の体験活動を地域の方々の協力を得ながら提供します。	社会教育課 中央公民館 博物館
チャレンジ寺子屋	教職員や地元高校生の協力を得るなか、長期休業期間を活用し、小学生を対象に基礎学力の向上と運動習慣の定着を図ります。	社会教育課
コミュニティ・スクールの推進	学校と地域の連携・協働による、子どもたちのための様々な教育活動を通して、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課 社会教育課

６　安心して子育てできる環境づくり

６－１　安心して、遊び、生活することができる環境づくり

■方向性

○子どもたちが、のびのびと遊び、活動するとともに、子どもや保護者同士が交流できる場づくりを推進します。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
公園整備事業	子どもや保護者、保育所・幼稚園等の従事者、一般市民の意見を多く取り入れ、安全・安心で魅力ある公園整備に努めます。	都市整備課
「ゆら」の日曜開放	11月から３月までの年５回、日曜日に子育て支援センターを開放し、冬期間の遊び場の確保と平日に参加のできない父親や多世代の交流を図ります。	保育推進課
いきいき健康センターの活用	子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民がより利用しやすい施設となるように努めます。	いきいき健康センター

６－２　子どもの交通安全の確保

■方向性

○幼少期からの交通安全に対する意識向上のため、交通安全啓発や体制づくりに努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
交通安全教室	交通安全指導員（交通安全教育隊）により、保育所・幼稚園・小学校・中学校で交通安全教室を実施します。	自治環境課
交通安全指導員の配置	交通安全指導員（登下校専任指導員）による登下校指導を実施します。	自治環境課

６－３　子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

■方向性

○犯罪・事故等の被害を未然に防止するため、住民の連帯感を深め、防犯の意識を高めるとともに、地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を醸成することで地域の安全を守ります。

○災害時に備え、子どもたちを守るための訓練の実施や体制の整備、子どもたちの災害意識

の向上を図ります。

○青少年の健全な育成を図るため、青少年指導センターを設置し、非行防止に努めます。

■具体事業一覧

具体事業	取り組みの内容	担当課
「地域の目と声をください運動」の実施	地域が一体となって取り組んでいる「地域の目と声をください運動」を通して、子どもの登下校時の安全確保を図ります。	自治環境課
子ども 110 番の家・店防犯ステーションの設置	犯罪や事故に遭遇しそうなときの避難場所として、事業所等が「子ども110番の家・店」を防犯ステーションとして登録することにより、事故や犯罪の未然防止に努めます。	学校教育課
防犯対策の強化	警察などと連携し講習会を開催するなど、職員の防犯に対する心構えや、不審者への対応を学ぶことにより、防犯対策の強化を図ります。 子どもの防犯意識を高めるため、防犯教育を実施します。	各施設
防犯情報の提供	子どもを巻き込む事件などの被害に遭わないよう、広報紙やホームページ、さほっちメェーるなどで情報の提供に努めます。	自治環境課
防災対策への取り組み	各施設での避難訓練の実施をはじめ、職員体制や連絡先の確認、防災用品や水などの備蓄、施設が避難所となった場合の検討など、災害時における子どもの安全確保対策に努めます。 市で実施する防災訓練に積極的に参加します。	各施設、学校
防災意識の向上	避難訓練や防災訓練、幼年消防クラブの活動等を通じて、防災や火災予防に関する知識を学びます。	各施設、学校
青少年問題協議会	関係機関と連携し、青少年を取り巻く環境や犯罪傾向等の情報共有を図ります。	社会教育課
青少年指導センター	青少年相談員を配置し、電話、メール等で青少年の悩み相談に応じるとともに、必要時、本人の同意を得て関係機関と連携して問題解決を図ります。 毎月実施する一般街頭指導のほか祭典時や長期休暇期間に特別街頭指導を実施し、非行防止に努めます。	社会教育課

第５章　子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

１　子ども・子育て支援新制度の概要

（１）子ども・子育て関連３法

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）の根拠法となる「子ども・子育て関連３法」は、次に掲げる法律の総称です。

〇子ども・子育て支援法
〇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律［認定こども園法改正］
〇子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（２）新制度の目的と主な内容

新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することのできる社会の実現をめざして創設されたもので、次の３つの目的を掲げています。

１．質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
「幼保連携型認定こども園」という種類の施設を見直し、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ること。

２．保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
行政による設置認可の仕組みを改善し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」等の様々な手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消すること。

３．地域の子ども・子育て支援の充実
地域における子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）」、「延長保育」、「妊婦健診」などの事業の拡充を図ること。

２　教育・保育提供区域の設定

（１）教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域をさし、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を明記することが求められています。

（２）区域設定

本計画において、士別市全域を１つの区域としており、現在の教育・保育施設の供給体制、留用状況を踏まえ、市内全域を１つの区域とします。

３　幼児期の教育・保育に関する量の見込み・確保方策

３－１　教育・保育の量の見込み

（１）児童人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、本市における令和２（2020）～6（2024）年度の児童人口を推計しました。

年齢	計画期間				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	80 人	76 人	72 人	67 人	63 人
１歳	85 人	80 人	76 人	72 人	67 人
２歳	85 人	82 人	77 人	73 人	69 人
３歳	95 人	84 人	81 人	76 人	72 人
４歳	104 人	94 人	83 人	80 人	75 人
５歳	98 人	100 人	91 人	80 人	77 人
６歳	117 人	97 人	99 人	90 人	79 人
７歳	100 人	118 人	98 人	100 人	91 人
８歳	120 人	98 人	116 人	96 人	98 人
９歳	122 人	120 人	98 人	116 人	96 人
10 歳	130 人	119 人	117 人	95 人	113 人
11 歳	121 人	129 人	118 人	116 人	94 人

※児童人口の推計は平成 26（2014）年から平成 30（2018）年までの住民基本台帳をもとにして「コーホート変化率法で推計しました。「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

（２）保育の必要性の認定（支給認定）について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給することになっています。

認定区分	年　齢	保育の必要性	主な利用施設
１号認定	満３歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
２号認定		保育の必要性あり （保育認定）	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満		保育所、認定こども園 地域型保育事業

（3）量の見込みと確保方策

国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、平成 30 年（2018）年に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績を踏まえ、量の見込み（需要量）を定めます。また、量の見込みに対して、幼稚園、認定こども園、保育所等の確保方策（供給量）を設定します。

各認定区分、年度における量の見込みと確保方策は下表のとおりです。

■１号認定（満3歳以上）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		135人	127人	116人	108人	101人
	1号認定	115人	108人	99人	92人	86人
	2号認定で教育の意向強い	20人	19人	17人	16人	15人
確保方策（幼稚園・認定こども園）		145人	145人	145人	145人	145人

【確保方策】

既存の幼稚園、認定こども園の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■２号認定（満3歳以上）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		161人	150人	138人	128人	121人
確保方策		216人	216人	216人	216人	216人
	認可保育所	129人	129人	129人	129人	129人
	認可外保育所	87人	87人	87人	87人	87人

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

■３号認定（1・2歳）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		102人	97人	92人	87人	82人
確保方策		100人	100人	100人	100人	100人
	認可保育所	73人	73人	73人	73人	73人
	認可外保育所	27人	27人	27人	27人	27人

【確保方策】

令和２年度においては、量の見込みに対して供給量が不足していますが、保育士の確保に取り組むとともに各保育所における利用状況等を踏まえ、利用定員の増を図ることで供給量を確保できる見通しです。

■３号認定（0歳）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		14人	14人	13人	12人	11人
確保方策		15人	15人	15人	15人	15人
	認可保育所	12人	12人	12人	12人	12人
	認可外保育所	3人	3人	3人	3人	3人

【確保方策】

既存の認可保育所、認可外保育所の利用定員から、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しですが、保育所の利用状況等を踏まえ、利用定員の増を図ることができるよう保育士の確保に取り組みます。

３－２　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

以下の事業について、教育・保育事業と同様に国の基本方針や「量の見込みの算出等の手引き」等に基づき、平成 30 年（2018）年に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果や児童人口の推計、利用実績を踏まえ、量の見込み及び確保方策を設定します。

【地域子ども　・　子育て支援事業】

①地域子育て支援拠点事業
②利用者支援事業
③妊婦健康診査
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑤養育支援訪問事業
⑥子育て短期支援事業
⑦一時預かり事業
⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑨延長保育事業（時間外保育事業）
⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
※このうち全国共通で量の見込みを算出することとされている①～⑪について、事業区分ごとに算出します。

①地域子育て支援拠点事業

〇公共施設や保育所、公民館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
〇子育て支援センター「ゆら」、つどいの広場「きら」、「きら」あさひにおいて実施します。

	計　画				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延人数）	9,970 人	9,172 人	8,438 人	7,763 人	7,142 人
確保方策（実施施設数）	３か所	３か所	３か所	３か所	３か所

②利用者支援事業

〇子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○利用者支援を実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・共同体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」があります。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	基本型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	母子型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
確保方策（実施施設数）	基本型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
	母子型	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

③妊婦健康診査

○妊娠全期を通して妊婦が定期的に行う健診の費用（14回分）及び超音波検査にかかる費用（6回分）を助成する事業です。

○母子健康手帳交付時に受診券を交付し、北海道の医療機関で指定検査項目を無料で受診することができます。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	対象者数	80 人	76 人	72 人	67 人	63 人
	健診回数	1,120 回	1,064 回	1,008 回	938 回	882 回
確保方策（実施体制）		保健福祉センター、健診回数：一人あたり 14 回				

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

○子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行うなどの目的で、生後４ヵ月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問する事業です。

○対象となるすべての家庭の訪問をめざし、養育支援が必要とされる家庭の早期把握につなげていきます。

	計　画				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（対象者数）	80 件	76 件	72 件	67 件	63 件
確保方策（実施体制）	保健福祉センター				

⑤養育支援訪問事業

○養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

○乳児家庭全戸訪問事業と連携し、養育支援が必要とされる家庭の早期把握・早期支援ができるよう努めます。

	計　画				
	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（対象者数）	25 件	25 件	25 件	25 件	25 件
確保方策（実施体制）	保健福祉センター				

⑥子育て短期支援事業

○保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

○本市では、受け入れ先となる児童養護施設等がないため、現在実施していない事業であり、当面は実施しないものとします。

○保護者の疾病等により、子どもがが家庭で生活することが困難な状況が生じたときは、児童相談所での一時保護により対応します。

⑦一時預かり事業

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

○量の見込みは、幼稚園における在園児を対象にした一時預かりと幼稚園児以外（在宅児童及び保育所・幼稚園等利用者の休園日の預かり等）に分けて算出することとなっています。

■幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育）

○幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。

○アンケート調査では、幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、認可保育園、幼稚園に次いで利用意向が高くなっています。

○既存の幼稚園及び認定こども園と連携し、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延人数）		6,654 人	6,568 人	6,464 人	6,379 人	6,325 人
	１号認定	1,338 人	1,252 人	1,148 人	1,063 人	1,009 人
	２号認定	5,316 人	5,316 人	5,316 人	5,316 人	5,316 人
確保方策		7,766 人	7,766 人	7,766 人	7,766 人	7,766 人

■幼稚園児以外（在宅児童及び保育所・幼稚園等利用者の休園日の預かり等）

○在宅児童及び保育所・幼稚園等利用者の休園日を対象とした一時預かり事業です。

○認可保育所（あいの実保育園、あさひ保育園）２か所で実施しているほか、ファミリー・サポート・センター事業においても実施しています。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延人数）		3,255 人	3,728 人	3,326 人	3,850 人	3,540 人
確保方策		6,870 人	6,870 人	6,870 人	6,870 人	6,870 人
	保育所の一時預かり	6,670 人	6,670 人	6,670 人	6,670 人	6,670 人
	ファミリー・サポート・センター事業【就学前】	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人

⑧病児保育事業（病児・病後児保育事業）

○児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において看護師や保育士が一時的に保育する事業です。

○アンケート調査では、「親が仕事を休んで対応できる」、「子どもを他人にみてもらうのは不安」などの理由から、利用を希望しない割合が高くなっています。

○病後児保育は、子育てサポート「むっくり」で実施していますが、病児保育は、実施していません。病児保育事業の実施については、施設整備や職員の確保が引き続き課題となります。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延人数）		12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
確保方策	提供量	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

○保育所利用者を対象に、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施する事業です。

○本市では、認可外保育所（こぶたの家保育園）で実施しています。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延人数）		160 人	160 人	160 人	160 人	160 人
確保方策	提供量	160 人	160 人	160 人	160 人	160 人
	実施施設数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

○保護者が就労等により留守家庭となる児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図るものです。

○６小学校区のうち、士別小学校区、士別南小学校区、が児童センターにおいて、糸魚小学校区は朝日町活性化施設において実施しています。上士別小学校区、温根別小学校区については、保育所の空部屋を利用した学童保育によって対応します。

○平成 31（2019）年４月から対象学年を６年生までに拡大しました。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（登録児童数）		237 人	224 人	215 人	205 人	189 人
	１年生	69 人	57 人	58 人	53 人	46 人
	２年生	60 人	71 人	59 人	60 人	55 人
	３年生	58 人	48 人	56 人	47 人	48 人
	４年生	34 人	33 人	27 人	32 人	27 人
	５年生	11 人	10 人	10 人	８人	９人
	６年生	５人	５人	５人	５人	４人
確保方策（定員）		235 人	235 人	235 人	235 人	235 人
		３か所	３か所	３か所	３か所	３か所

⑪ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

○児童の預かり等の援助を希望する方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

○事業をより充実したものとするため、会員養成講座を開催し、会員数の増加を促進します。

		計　画				
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（延人数）【小学生】		24 人	24 人	24 人	24 人	24 人
確保方策（会員数）						
	提供会員	24 人	24 人	25 人	25 人	25 人
	依頼会員	120 人	120 人	125 人	125 人	125 人
	両方会員	３人	３人	３人	３人	３人
	合　計	147 人	147 人	153 人	153 人	153 人

※就学前児童分については、「一時預かり事業」参照

３－３　幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進方策

教育・保育の一体的な提供においては、子どもが健やかに育成されるよう、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

３－４　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対する情報提供を行います。

３－５　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関して北海道が行う子どもに関する施策との連携

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児等の特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、北海道が行う施策との連携を図るとともに、関係する各機関と連携のもと本市の実情に応じた施策を展開します。

３－６　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現に向けて、働き方の見直しを図るため、北海道や地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第６章　計画の推進体制

１　計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市内関係機関との連携のもと、横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民との連携と多くの意見を取り入れながら、子どもや子育て支援に関わる取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

２　進捗状況の管理

計画の実現に向けて、こども・子育て応援室や関係各課において、進捗状況を把握・評価し、必要に応じて見直しを図るとともに、その結果などについて、ホームページ等で公表します。

また、計画の実施状況については、士別市子ども・子育て会議において、点検・評価・検証を行うとともに、それらに関する内容の検討結果については、市民に情報を公開します。

なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

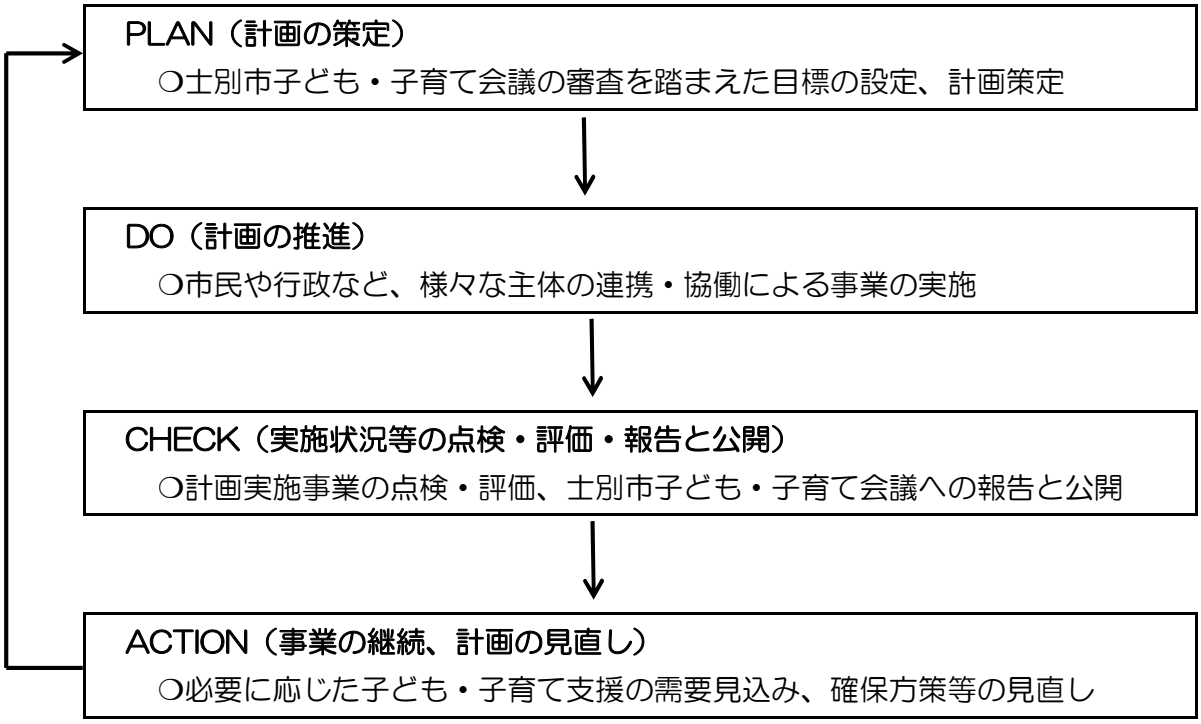

資　料　編

資料１　士別市子ども・子育て会議条例

○士別市子ども・子育て会議条例

平成25年６月20日

条例第39号

改正　平成31年２月20日条例第１号

（目的）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項の規定に基づき、士別市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査研究及び審議を行い、その促進等について答申し、又は意見を具申するものとする。

（１）　特定教育・保育施設に関すること。

（２）　特定地域型保育事業に関すること。

（３）　子ども・子育て支援事業計画に関すること。

（４）　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

（組織）

第３条　子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（４）　公募による者

（５）　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は、これを妨げない。

（会長及び副会長）

第５条　子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任するものとする。

２　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長選任以前の会議は、市長が招集するものとする。

２　会長は、会議の議長を務める。

３　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第８条　子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

（処務）

第９条　子育て会議の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年７月１日から施行する。

（任期の特例）

２　第４条第１項の規定にかかわらず、平成25年度において委嘱された委員の任期は、平成27年３月31日までとする。

附　則（平成31年２月20日条例第１号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

資料２　士別市子ども・子育て会議委員名簿

	委員名	選出区分	所属機関等
1	吉井　正博	子育て支援団体	士別市子ども会育成連絡協議会
2	佐藤　裕美	子育て支援団体	子育てサポートむっくり
3	石山　孝恵	子育て支援団体	士別おやこ劇場
4	坂野　由子	子育て支援事業者	学校法人坂野学園　瑞祥幼稚園
5	山上　博隆	子育て支援事業者	士別保育協会
6	小嶋　高徳	学識経験者	上士別中学校
7	藍口　廣子	学識経験者	民生委員児童委員協議会
8	三上　美樹	保護者	障がいのある子どもたちの育ちを考える会 たんぽぽ
9	玉田　　悟	保護者	北星保育園保護者会
10	松岡　史倫	保護者	こぶたの家保育園父母会
11	神野　紋子	保護者	学校法人坂野学園　瑞祥幼稚園父母の会
12	後藤　俊彦	一般公募	

発　行　日　　令和２年３月

発　　行　　北海道士別市

〒095-8686
北海道士別市東６条４丁目１番地

ＴＥＬ：0165-23-3121（代表）

企画・編集　　健康福祉部　こども・子育て応援課

さほっちファミリー

士別市健康福祉部こども・子育て応援課

〒095-8686　士別市東６条４丁目１番地
電話　0165-23-3121（代表）FAX　0165-23-1766
ホームページ　http://www.city.shibetsu.lg.jp
E-mail　kodomo-kosodate@city.shibetsu.lg.jp